

紀美野町第4回定例会会議録

平成27年12月8日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成27年12月8日（火）午前9時00分開議

第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	南 昭和君
2番	上 柏 皖 亮君
3番	七良浴 光君
4番	町 田 富枝子君
5番	田 代 哲 郎君
6番	西 口 優君
7番	北 道 勝 彦君
8番	向井中 洋 二君
9番	伊 都 堅 仁君
10番	美 野 勝 男君
11番	美 濃 良 和君
12番	小 椋 孝 一君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企 画 管 財 課 長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保 健 福 祉 課 長	宮 阪 学 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
総 務 学 事 課 長 兼 教 育 次 長	前 田 勇 人 君
生 涯 学 習 課 長	岩 田 貞 二 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	田 中 克 治 君
ま ち づ くり 課 長	西 岡 靖 倫 君
美 里 支 所 長	西 敏 明 君
国 体 推 進 課 長	南 秀 秋 君
代 表 監 査 委 員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	大 東 淳 悟 君
書 記	中 谷 典 代 君

開 議

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

◎日程第1 一般質問

○議長（小椋孝一君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番、町田富枝子君。

（4番 町田富枝子君 登壇）

○4番（町田富枝子君） 私から2点にわたって質問をさせていただきたいと思えます。

まず第1点目、選挙についてであります。

その1といたしまして、18歳選挙について。

①明年の参議院選挙より18歳選挙権が実施されることになり、一部の高校生が対象となることから、ことし9月、文部科学省が選挙の意義や制度の解説、模擬投票の実践例などを載せた政治教育の副教材を全高校生に配布するとのことでしたが、紀美野町内の高校生に対する主権者教育はどのように行われるのか、お伺いいたします。

②高校生に対しては、副教材などで主権者教育が行われるとのことですが、高校生以外の新有権者への選挙制度や選挙運動の周知について町はどのように取り組むのか、お伺いいたします。

2点目、高齢者投票行為の対応についてであります。

投票所で高齢者が緊張のあまり誰に投票するつもりだったのか忘れてしまうケースがよくあると伺います。記入場所に立候補者名の名前が書かれていますが、これも緊張のため多くの名前が書かれている一覧表を見て余計に焦るという声も聞きます。そして、結局誰か思い出すことができず白票を投じることもあるということです。このようなトラブルを防ぐ意味からも、個人があらかじめ投票しようとして決めてきた候補者の正確な名前を記載したメモや法定ビラを投票所に持ち込み投票することは、公職選挙法に特段の

制限はないとの国の見解があります。

平成22年11月26日、公職選挙法改正特別委員会において、貴重な1票を無駄にしないため、メモ等の持参についての質問があった際、当時の総務大臣は、「公職選挙法上は特段の制限はありません。みずからのメモとして持ち込まれる場合には制約はございません。法定ビラも同じであります」と答えております。しかし、その実施の可否については、各選挙委員会の裁量と伺っていますが、本町の選挙管理委員会における御所見をお伺いいたします。

大きな2番目といたしまして、がん対策についてでございます。

1、がん教育についてお伺いいたします。

がん教育は、従来、大人を対象としてきたけれども、喫煙者は期待されたほど減らず、検診の受診率もさほど上がらなかった。そこで大人を対象にしていたのでは遅いという認識が広がりつつあり、中学校や小学校でがん教育に取り組むところがふえてきています。

がん教育の推進は、2012年に策定した第2期がん対策推進基本計画にも盛り込まれ、これを受けて文科省は、2014年度全国21の都道府県政令市をがん教育のモデル自治体に指定、それより一足早く東京都豊島区では、2012年度から小学6年と小学3年を対象にしたがん教育を導入、また京都府では、2013年度に小・中・高校20校でがん治療医やがん経験者らの出前授業を実施しています。これらの授業を受けた子供たちからは、がんは身近な病気と知った、親の検診を進めたいという感想が聞かれ、小学生でも効果を実感しているといえます。

9月30日付の一般紙に、「橋本市・西部小学校で子供たちががんに関する正しい知識を持ってもらおうと専門医を招いた授業があり、6年生42人が早期発見につながる検診の重要性などについて学んだ」との記事が載っていました。小学校レベルでのがん教育は全国でも珍しく、医療法人南労会紀和病院の乳がん専門の診療科、紀和ブレストセンターが子供のころからの学習が必要と企画し、市教委などと連携して実施したとありました。橋本市は、来年度、市立小学校15校でがん教育を行うとしています。

子供たちに早目のがん教育は大変重要であると思いますが、町の考えをお伺いいたします。

2点目ですが、ピロリ菌検査について。

以前、2回にわたって一般質問させていただきましたが、再度お伺いをいたします。

日本対がん協会会長、垣添忠生氏は、世界のがん対策は、予防、検診、治療、緩和ケアの4本柱で進められています。しかし、進行がんの場合、治療は難渋をきわめ患者や家族の負担は大きい。しばしば期待する成果も得られない。医療費も莫大となる。最も効果のよい対策は予防と検診に力を注ぐことであると言われてしています。

県は、がん予防の推進と検診体制の充実を掲げ、新たにピロリ菌検査、対象年齢40、45、50歳と肺X検査と比べてがん発見率が高い低線量CT肺がん検査、対象年齢55、60、65歳実施の市町村事業へ補助をしています。紀美野町でもこの事業を実施する考えはありませんか。

以前の答弁でも、県や近隣市町、医師会等の先生方からも御意見をいただきながら、費用対効果も考え研究してまいりたいとのことでしたので、再度、町の考えをお伺いいたします。

(4番 町田富枝子君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、前田君。

(総務学事課長 前田勇人君 登壇)

○総務学事課長 (前田勇人君) 私からは、町田議員の1番目の御質問、18歳選挙についての①についてお答えをさせていただきます。

議員御質問の高校生に対する主権者教育はどのように行われるのかということですが、紀美野町内には、県立高校が2校、私立高校が2校ございます。いずれも紀美野町立高校ではないため町教育委員会の管轄でないのが現状でございます。

町教育委員会では、小・中学校を管轄してございますので、政治については小学校6年生の社会科の授業で、また中学校では3年生の社会科の授業でそれぞれ政治について学ぶこととなっております。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 私のほうからは、町田議員の1番目の御質問の②新有権者への選挙制度や選挙運動の周知についてお答えを申し上げます。

現在、紀美野町では、有権者に対し広報誌等の配布による啓発や選挙の告示後の広報車による啓発、野上郵便局前交差点での街頭啓発、防災行政無線での啓発を行い、投票

率の向上に努めているところでございます。また、成人式の日には選挙啓発用の冊子を配布し、選挙に関心を持っていただき投票に行ってもらえるよう意識向上のための啓発を行ってございます。

今回、選挙権の18歳への引き下げを含む公職選挙法の改正が平成28年6月19日に施行され、来年の参議院議員通常選挙から適用される予定となっております。

以前から和歌山県では、「出張、県政おはなし講座」ということで小学校6年生を対象に選挙についての講座を開催してございましたけれども、今回の公職選挙法の改正により、対象を高校生にし、選挙についての講座、模擬投票等を行い、選挙の大切さについて学校に出向いて講座を行うという取り組みを行っております。先日、和歌山県の全ての高等学校に訪問し、趣旨を説明したと聞いております。

今後は、私どもも県と協力して高校生に選挙制度について理解をしていただけるよう講座の実施に向け努力し、選挙に対する意識向上のための啓発を行っていく所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、最初の御質問の2番目の高齢者投票行為の対応についてお答えを申し上げます。

高齢者の方が投票所で投票しようとする際、投票しようとする方の名前を忘れるというケースがあるということは私どもも認識をいたしております。そのためにメモを投票所内に持ち込むことにつきましては、公職選挙法上特段制約はないものと考えてございます。

紀美野町選挙管理委員会といたしましても、他の選挙人の方の投票に影響するような行為やメモとして通常を超える必要以上の大きな紙に書いたものや、メモと称するものを持って選挙運動まがいの行為を行うなどについては、投票所内の秩序を維持するため容認できませんけれども、選挙人みずから忘れないように書いたメモや法定ビラ、選挙公報を投票所に持ち込んで、それを記載台で投票用紙に転記して投票することは全く問題がないものと考えてございます。

以上、簡単でございますが、私からの答弁といたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) 私のほうからは、町田議員の2つ目の御質問のが

ん対策、1点目のがん教育と2点目のピロリ菌検査とCT肺がん検査についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、国は平成24年から平成28年までの5年間を対象としてがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的な方向について定めるとともに、都道府県がん推進計画の基本となるがん対策推進基本計画を策定しています。それを受け、和歌山県では、平成25年4月に第2次和歌山県がん対策推進計画を策定しており、その中のがん教育、普通啓発としてがんは早期に発見により治癒する可能性が高くなり、がんの原因となるウイルスや細菌の感染を予防することや生活習慣を改善することにより、リスクを低くすることができるという正しい知識を持つこと、また、がんやがん患者に関する正しい認識を持つことにより、健康と命の大切さを学び、みずからの健康を適切に管理する知識をもつとともに、身近ながん患者やその家族への理解を深めるために子供のころから教育の一層の充実を図るとしています。

本町におきましては、全保育所年長児とその保護者を対象に、小児生活習慣病予防教室、名称を「6ちゃんクラブ」と言います、食事・環境・身体、命と性とたばこについて講話などを行い、がん予防についての話も行っているところです。

また、平成22年度に始まった子宮頸がん予防ワクチンの啓発をきっかけに、町内中学校へ保健師や助産師が出向き、子宮頸がんの予防や命の尊さについての教育を含めた思春期教育を行い、その後、保育師、養護教諭、中学校保健体育担当教諭、保健師が定期的に集まり、保育所から中学校まで系統立てた思春期保健の検討を行い、その内容を充実させているところでございます。

その他、各学校の保護者総会に保健師が出向いてがんについての講話とパンフレットを配布、乳幼児健診の際にも保護者に対してがんについてのパンフレットを配布し、受診勧奨を行っています。

本町は、教育・福祉・保健の連携がうまくできていることもあり、関係機関と連携しながら、さらに子供のころからの教育の充実を図っていきたいと考えています。

次に、ピロリ菌検査についてでございます。

県が実施しています「胃がん予防対策ピロリ菌検査事業」は、胃がん検診対象世代がピロリ菌検査を受けることにより、胃の健康度の目安を知り、胃がんの予防を図るとともに、胃がん検診の継続的な受診促進を図り、今後の胃がん対策の充実に資することを目的とし、検査内容は、血液検査による血清ヘリコバクター・ピロリ抗体検査のみとし

ています。

昨年の議会でもお答えいたしました。ピロリ菌は胃の粘膜に感染し、胃炎を引き起こし、長期間炎症が持続し、さらに症状が進むと胃がんが発生しやすくなると言われていますが、ピロリ菌感染者全員が胃がんになるわけではなく、また感染のない場合でも胃がんが発生する場合もあり、食塩、食事内容、体質などのさまざまな要因が発がんにかかわっていると考えられています。

なお、昨年12月には、海南医師会の担当医にピロリ菌検査について相談したところ、紀美野町も海南市も医療機関で内視鏡による胃がん検診を行ってもらっており、必要に応じて内視鏡によるピロリ菌検査が医療として行われています。これは一番信頼度が高い方法で、県の補助対象である血液でのピロリ菌検査は一般的には行われていないこともお聞きしました。

また、国立研究開発法人国立がん研究センター検診研究部検診評価研究室の「科学的根拠に基づくがん検診推進ページ」には、ペプシノゲン法、ヘリコバクター・ピロリ抗体、あるいはその併用法は、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。任意型検診として実施する場合は、効果が不明であることについて適切に説明する必要があると書かれています。

ここで言う対策型検診とは、集団全体の死亡率減少を目的として実施するものを指し、公共的な予防対策として行われるため、有効性が確立したがん検診を選択し、利益は不利益を上回ることが基本条件となります。町が行う検診はこれに該当しますので、今後の有効性の動向に留意しながら、関係機関と継続的に検討を重ねていきたいと考えていますので、御理解賜りたいと思います。

次に、CT肺がん検査についてでございます。

これにつきましては、議員御指摘のとおり、より小さい肺がんを発見できる利点がある反面、偽陽性もあり、たばこを吸っていた人や現在吸っている人にこの検査を行うと、3割から6割に所見が出ると言われています。また、がんでないものの肺がんと間違いやすく、不必要な精密検査がふえることも考えられます。

また、国立がん研究センターの「科学的根拠に基づくがん検診推進ページ」には、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、対策型検診としては勧められません。任意型検診を行う場合には、受診者に対して効果が不明であること、被曝や過剰診断などの不利益について適切に説明する必要がありますと書かれています。

このようなことから、ピロリ菌検査と同様に、今後の有効性の動向に留意しながら継続的に検討を重ねていきたいと考えますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、答弁といたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 4番、町田富枝子君。

○4番 (町田富枝子君) 1点目の高校生は町立ではないためということでしたので、それは結構です。

高校生以外の18歳選挙権で新有権者になる、そういう方たちはいろいろ公報によってされるということでしたので、その件について、私が一番心配するのは、今度、新有権者になる方に選挙違反を絶対させてはいけない、という思いであります。だから、その点について私たち大人が本当に新有権者になる人に選挙違反者を出させないという、強いこちらの心構えが必要だと思います。

それから、がん対策についても今いろいろと説明をいただきました。県でもそういうふうを実施をしているので紀美野町でも実施をできないかという質問をさせていただきましたが、それについて今の時点で必要ではないということではないと思うんですが、これから研究していくということでしたので、これで質問を終わります。

○議長 (小椋孝一君) これで町田富枝子君の一般質問を終わります。

続いて、11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) それでは、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、民主・公平な入札についてお聞きいたします。

先日、議会開会の日は何ともなかったんですが、その次の日になって新聞、テレビ等で大きく町の入札に関して事件があったということで報道されました。これは町職員の1つには問題として紀美野町になってから何件かそういう町職員に関する問題が起きました。また、それに引き続いて今回問題も起こってきている。そういうことが1点あると思います。

この入札に関する事件でございますけれども、以前の裏金事件、この教訓から職員が不正を見つければ放置しないという、それを徹底する公益通報ですね、これをもってこのような事件が二度と起こらないようにしていきたいと、こういうことで町のほうでは方針づけたというふうに思います。

しかし、またこのような不祥事の問題が起こってきたと。詳しいことについては、今後、捜査のことを見ていかなきゃなりませんけれども、少なくともそういう中で町民の皆さん方の信頼を大きく傷つける、信頼を失墜するということについては、私たちは真剣に取り組んでいかなければならないのではないかと思います。

さて、今回の事件は、業者であるNEWLIFE・ナカオが当時の現職町会議員である松尾議員から入札の参加業者を聞き出して、その見返りに10万円渡したと、こういうふうに報道ではなっております。そして、聞き出した相手が入札業者を選定する委員だった職員から聞いたと、このようになっています。

こういうことで実際はどのようになっていくのかということになってくるんですが、一部新聞によりますと、日常業務と同感覚でやったと、このように職員が任意の事情聴取に答えているというふうに言っているんですね。これについては実際はどうであるのか、我々と隔たりを現在持たされて事情も現在は聞きに行くこともできない状況にあるかと思いますけれども、そういうふうにこれは本当に大きな問題である、真剣に取り組まなければならない問題であるというふうに投げかけていると思います。

今後、町側としては、民主的で、また公正な入札に関して意識を徹底することが大事かと思います。また、業者に対しましては、談合などが起こらないための意識の醸成、そして談合がされにくいようにするために参加業者をふやすと。難しい問題であろうかと思います。しかし、特定して少なくすれば談合が起こりやすいというふうに、これは以前から言われていることだと思うんですけども、そういうことからするならば、業者をふやすということが大事かと思います。

また、今回の事件で残念なんですけれども、私たち同僚の議員からそのことが起こってきているという、そういうことからして議員の倫理観を徹底するということの取り組みも私たち議会としてもしていかなきゃならないというふうに思います。倫理観を徹底するための学習会、あるいは倫理条例が必要なのかどうか、これは議会のほうなので今後の問題として考えていただかなきゃならん問題であると思います。

また、町として町の金数百万使って談合問題についての裁判まで起こってきた町なんですよね。そういうことからしてもやはり大きな町民の金を使ってやってきた談合のこのことが生かされるようなことにしなければ、町としても議会としてもこれは大事かというふうに思います。

何にしても今後、全容の内容を町民の皆さん方に知っていただく、そういうふうなこ

とも大事かと思えます。この問題について今後の対応について聞きたいと思えます。

次に、西野地区の水害対策についてお聞きしたいと思えます。

以前、蓑原橋がネックになってこの地域が増水になって浸水家屋が出たと、こういうことについての質問を行いました。しかし、そのときには蓑原橋は関係ないというふうな当時の課長の答弁でありました。しかし、そのことについて地域の方にお聞きいたしましたら、やっぱりあのときに蓑原橋に水が、橋があるためにといいますか、川の流れが悪くなって、そして逆流したと、こういうふうなことを見ていた方がおっしゃっておられます。

そういうことからか、この付近のバイパスの計画があったように聞くんですけども、大きな浸水対策、また何にしても昭和28年の大水害、これは私たちの紀美野町にとっては大きな問題になったわけでございますけれども、この真国川については、あのときには余り大きな雨が降らなかったの、この後の水害のほうが水が多かったというふうな状況も変わったりもします。そういうことから、このバイパス計画、これについてどうなっているのか、また、この真国川や紀の川水系の調査もしていく、計画も立てていくということでございましたので、その辺についてお聞きしたいと思えます。

次に、小・中学校のエアコンの設置についてお聞きしたいと思えます。

昨年この問題について質問を行いました。これについて各小・中学校へ順次つけていくということでありました。これは文部科学省が示す学校環境衛生基準、この学校環境衛生基準で見て教室等の温度は人間の生理的負担を考えると、夏は30度以下、冬は10度以上であることが望ましいと。さらに児童・生徒に生理的・心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は、冬季で18度から20度、夏季では25度から28度であるとしています。そういうことから見てみまして、各学校を見てみましたら、やはり夏場は30度超えると、このように言われています。実際、野上中学校は改修においてエアコン設置もされております。

そういうことから教育委員会はさきの質問に対してこういう答弁になったのではないかと思えますが、何にしても国の補助金の関係でおくれているということでありましたけれども、今後、町の計画についてはどうなっているのかを聞きたいと思えます。

次に、貝尻用水について聞きたいと思えます。

貝尻用水というのは、紀美野町においては県道、今、国道ですけども、これをつけていた黒田氏の業績、それから田んぼの水をずっと引いていくという米の増産のための貝

尻用水、貝尻氏が資材を投げ打ってつくったわけであります。実際は本当に天拝峠の下にトンネルをつくっているんですけども、明治のころですから当時の技術であのようにうまくよくつなげたなというふうに思います。そして、その下に行けば、逆サイホンでもって川を渡している。そういうふうな技術も本当に先端技術と言っていいんじゃないかと思いますが、そういうものでこの貝尻用水が行われております。しかし、ここにきて町長は、これについて観光的な面から考えても、この業績をたたえて何らかのことにやっていきたいということで以前は答弁がありました。

そういうことで待っていたんですけども、どうも国道のバイパス、この工事があの付近に橋を渡って橋台が建ってくる。その橋台をつくるために道路が今つけられていくわけですね。どうもその辺がこの貝尻用水のところにぶつかってきているように見えるんですけども、この辺のところの状況はどうなっているのか、また、本当に大変な仕事をされた業績というのはやはり今後について、またともすれば観光の資源とも考えられることもございますから、この取り扱いについてどうするのか聞きたいと思います。

次に、災害対策についてお聞きいたします。

災害というのは、これはもう自然ですからどうしようもない部分もあります。できるだけ災害が起こらないようなそういう対策も必要でございますけれども、起こった後どのように対策をとっていくのか、これも大きなことであります。災害は天災、後のことについてはともすれば人災にもなる。このように言われるわけでございますけれども、災害が起こった後の対策について町としてお聞きしたいと思います。

実際、災害が起こった場合に、いろいろと災害に遭った方々を收容するところ、そういうものもございますけれども、道路が寸断された、橋が落ちた、いろんな問題があったときに対応する。そういう面では1つには民間のボランティアの皆さん、または町の職員、消防署を初めとする町の職員、それと土建業の皆さん方のお力が必要ではないかと思えます。その1つの土建業者が今、廃業寸前にあるというふうな業者もあったり、大変な状況にあるわけですね。今まで農林水産業が町の基幹産業であったんですけども、それが残念ながら輸入をどんどんされてきている中で衰退してきた。その町を支えてきた1つの大きなのが土木建築業であったかというふうに思いますが、そこも今大変な状況になる中で、1つの町の人口減とか、そういうようなものにもつながっているかと思えます。

ちなみに見てみたんですけども、平成15年、合併前ですね、そのときの普通建設費

は、野上町で14億8,600万円、それから美里町で9億3,900万円あったわけです。それが平成17年合併されたときに13億6,900万円、合併されるについて合併協議会が設置されているんな計画を立てておられましたけれども、その合併協議会は、財政計画として歳出のところを見てますと、普通建設費は9億1,600万円、これが平成17年から平成27年まで約10年間ずっと9億1,600万円を推移させるというふうにありました。こういうふうなことであったんですけども、今現在、町の普通建設費は5億円前後、こういうふうなところになってきています。これも1つの大きな数字上の問題として見えるかと思います。

これはいろんな面があって単に町政の問題というだけでもない大きな問題を抱えているわけでございますけれども、何にしても災害が起こったときの対策をどうしていくんかということの大事な観点から、土建業者の状況をどういうふうに踏まえて、そして災害対策についてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長 (中谷嘉夫君) 私のほうからは、美濃議員の1点目、民主・公平な入札について御答弁させていただきます。

紀美野町では毎年100件前後の入札を実施していますが、その入札の全てが適正に執行されていると考えております。施工伺いから指名競争入札における業者の選定、入札の執行、契約まで一連の流れで行われ、書類の管理も適切に行われていると認識しているところであります。

今回の事件につきましては、現在もまだ捜査中であるため、何とも申し上げることはできません。

また、何らかの事案が発生したときは、紀美野町建設等業者選定委員会を中心に紀美野町談合情報対応マニュアルに基づき、すぐに対応できるよう準備しているところです。

議員御質問の今後の対応についてですが、現行制度の継続とともに、さらなる業者への周知啓発、職員研修の実施なども検討していきます。また、より一層の公平・公正な入札執行に努めてまいりますので御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） 私のほうからは、美濃議員質問の2問目の西野地区の水害対策についてお答えさせていただきます。

議員からは、平成25年9月議会、平成26年6月議会において西野地区の水害についての質問をいただいていたようでございますが、前任者が答弁させていただいたとおりで、橋桁の下の補強板より県道のロックシェッド手前側の道路のほうが1.3メートル程度低くなっております。したがいまして、県道を冠水した流れにより付近の民家に浸水すると考えられ、橋が原因で発生する水害ではないと推測されます。以前からこの付近の川の流れ、特に蓑原橋上流側の本流と支流の合流部より下流の河川の勾配と全体が原因との見解であることから河川の整備を県に要望しているところでございます。

現在、県においては、真国川を含みます貴志川流域の河川整備計画の策定に向けて準備を進めていただいております。

それから、県道高野口野上線の釜滝・西野地内の改良計画についてでございますが、県海南工事事務所においては、現在、地形測量を実施したところで、道路の法線等詳細計画については未実施ということでございます。

また、県道の改良計画については、河川の改修計画とは直接的な関連はしていないということでございます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

（建設課長 井村本彦君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、前田君。

（総務学事課長 前田勇人君 登壇）

○総務学事課長（前田勇人君） 私からは、美濃良和議員の3番目の御質問の小・中学校のエアコンの設置についてお答えをさせていただきます。

議員御質問の小・中学校へのエアコンの設置につきましては、町内小・中学校のうち、野上中学校が大規模改修によりエアコンが設置されました。

平成27年度におきましても補助金等国への要望等を行ってまいりましたが、国においては、防災・減災対策等の予算を重点に置いているということで、本年は小川小学校、下神野小学校体育館のつり天井の落下防止工事を行うことができましたが、エアコンの設置までには至りませんでした。

エアコンの設置計画につきましては、今後、野上小学校から順次行いたいと考えているところですが、何分にも町単独事業で行うには多額の費用が必要とされますので、引き続き、国への要望等を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 美里支所長、西君。

(美里支所長 西 敏明君 登壇)

○美里支所長 (西 敏明君) 私のほうからは、美濃議員の4番目の質問の貝尻用水についての1点目の御質問にお答えします。

この施設のある付近に国道のバイパスをつけるための関係か、道路が整備されています。この工事に関しての影響はどうかという質問だと思います。

国道バイパスをつけるに当たり、橋梁整備のための仮設道をつくっていると聞いております。また、これに関して貝尻用水についての影響は、仮設道施工により一部は大型パイプにて通水断面を確保するとともに、もし工事等により破損した場合は責任を持って元のおりに復旧しますとの約束を県と行っております。

以上、簡単ではございますが、答弁といたします。

(美里支所長 西 敏明君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 美濃良和議員の御質問の4番目の貝尻用水についての以前の答弁についてどう反映されるのかということについてお答えさせていただきます。

この貝尻用水につきましては、平成25年第1回定例会の一般質問において、美濃議員から小水力発電について御質問をいただき、将来に向けた町の歴史・文化・観光資源として活用し、検討してまいりますとの答弁をさせていただいております。

遺跡の表示につきましては、現在、国道の拡張工事が進んでいる状況で遺跡には影響がないとのことですが、拡張工事の事前に表示板を設置することは困難で、微妙にコースも変更される場合もあることから、国道の拡張工事が完了してから設置場所の選定や方法について、現地の状況を見ながら検討していきたいと考えておりますので、御理解を

お願いしたいと思います。

以上、遺跡の表示についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 私からは、美濃良和議員の5番目の御質問の災害対策についてお答えを申し上げます。

議員質問書のとおり、本年はおかげをもちまして例年に比べ災害発生も少ない状況でございます。本年におきましては、5月12日の台風6号の接近による暴風警報の発表と、7月16日、17日の台風11号の接近による暴風、大雨、洪水警報の発表がございましたが、各地区の区長様初め消防団を含む町民の皆様方の御協力により人的被害はなく安堵しているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、災害はいつ起こるかわかりません。今年の台風シーズンは終わろうとしておりますが、気を許すことなく、いつ起こるかわからない災害への備えは引き続き緊張感を持って取り組んでまいり所存でございます。

さて、議員御質問でも触れられております災害時の対応につきましては、消防団の皆様や住民の方々及び地元の土木建設業者の皆様方の御協力やお力添えなしには対処しきれないものと考えてございます。特に地元の土木建設業者の皆様方のお力は大きなものと考えております。

そのような観点から、当町におきましては、平成20年4月以降におきまして、地元の土木関係建設業の皆様方と大規模災害時における応急対策業務に関する協定書を締結させていただいているところでございます。この協定は、地震や風水害、その他の災害が発生した場合において、災害応急対応業務について御協力、お力添えをいただけるようお願いしているものでございます。

以上、簡単でございますが、美濃議員の5番目の御質問に対します答弁といたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) まず、1点目に質問いたしました入札問題についてでございます。

今、課長から答弁いただいたのは、100件あった入札について適正に行われている

と。また、このやり方についてはこのまま続けていって、また業者にもそういうふうな点で周知していくと、こういうような答弁であったかというふうに思います。しかし、先ほども言いましたけれども、日常業務と同感覚でやってしまったと、選定委員であった方がそのように言われたと、このようになっているんですね。これが本当かどうかわかりません。しかし、こういうふうなところで町民の皆さん方は新聞報道をもってこういうふうであったのかなと思ってしまうわけなんですよ。これは報道機関の倫理問題にもかかわってくる問題でございますけれども、そういうとこで私たちはだからやりますから大丈夫ですよということで、それでは町民の皆さん方の関係はどうであるのか、町とそこに住む住民の皆さん方が信頼を持って対応していくということがいかに大事かということは言えると思います。

ですから、こここのところやはり少なくとも逮捕者を出してしまったというふうな状況であって、入札情報を漏らしてしまったということは事実であるようなんですね、これは。それについては選定委員であった町の職員と、それから当時の議員だった者がやってしまったと、こここのところが大きな問題であると思います。

もちろんもっと悪いのは、それを聞き出そうとした業者にも問題があったと思いますけれども、少なくともそのように求められても漏らしたらいかんのですよね、聞いたらいかんのですよ。これをやってしまってることについてやはりそれぞれに対応が私は必要であると思います。それについてどうであるのか。これは入札のやり方という、単にマニュアルだけの問題ではないというふうに思いますが、そのところについて聞きたいと思います。

また、西野地区の水害対策ですね、西野と、それから釜滝ですね。あの辺はひつついでいますので、そここのところに被害があったようでございますけれども、課長が言われるように、蓑原橋は関係なかったということでございますけれども、蓑原橋付近でそういうふうに対流があった。そして、実際に下のほうの方が言ってるのは、県道をシェルターありますよね、上から石が落ちてくるのでとめる。シェルターのあるあの県道から流れてきたと、川から水が流れるのは当たり前なんですけど、県道から流れてきたということは、課長の言うように対流があったと、それを証明するものであったかというふうに思います。

これは今後もそういうふうな大雨の降るような状況があれば起こってくることでございまして、県はそういうふうな改良計画を持っていて現在測量中なんだということでご

ございますけれども、一刻も早くしなければ、いましばらくは心配ないですけど、言う間に年が変わって大雨の降る状況になってくると、そして、改良計画ですから、測量して、そして工事にかかるまで、また工事の期間等も考えれば、特に漁協との関係もあって夏場のころはなかなか工事難しい等々を考えたら、非常に早くかかっていかなければ完全なものになってこないというふうに思います。その点についてどのように早めていくのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

小・中学校のエアコンの問題であります。

状況は前にもお聞きし、今も言われているように、防災、また災害を減らす減災と、そういうところに国は行ってしまって、こういう私たちの望むというんですか、皆望むんですけども、防災・減災とともにエアコンの設置については後に回ってしまったということでもあります。しかし、先にも申しましたが、今、一般家庭ではエアコンを使っているんですね。若い者はしっかりせいと言いますけども、しっかりの仕方が我々の子供の時代と違うんですね。当時、私たちも30度を超えたらどえらいなという、大変暑いなというふうに言ったんですけども、今では30度を超えるのは当たり前になってしまった環境の異変というんですか、そういう問題があります。そういう中で子供たちには勉強してもらってやっぱり紀美野の将来を担っていただきたいというふうに考えるならば、どういうふうに早く進めていくのか、国への働きかけをするということですけど、もう一度その点について決意を聞いておきたいと思います。

次に、貝尻用水なんですけども、破損をした場合は県が責任持って復旧すると、こういうことを確約しているということなので、それはそのとおりだと思います。その点についてはよろしくお聞きしたいと思います。

あと遺跡の表示、産業課長から、工事をする前にやってしまっても取っ払わないと仕方ないので工事が終わってからそれについて進めていくということでございますけれども、工事が終わってどんな状態のものになってくるんかやってみないとわからないんですけども、やはりここにあった、そしてどういうものというんですか、貝尻用水とはどんなものであったかということは、やっぱり水というものをわかってもらわなければならんというふうに思いますが、その辺について今後の計画を立ててくれると思うんですが、もう少しその辺についてお聞きしたいと思います。

最後に、災害対策なんですけども、業者とは平成20年に応急対策の協定を結ばれて、地震やか風水害についての協定を結んだと。それはそれで大事なことをしてくれてる

と思いますが、やっぱりさっきから聞いているとおり、廃業寸前の状況にある業者が今後廃業してしまった場合にどうなっていくのか、あるいは業者はあるけれども、以前からもよく聞いてるんですけども、実際に大変な状況の中で機械をどんどん売ったりしながらしている業者があるように聞きます。いざというときにはすぐかけられる労働者の皆さん方を抱えておられる業者はどうなっているのか、実際にさあっといっても業者として登録があっても実際は奥さんと2人しかなかったというふうなことになってはいざというときにかかってももらえないと思います。その辺の実態についてはどのように把握されているのか。

私の質問については、こういうふうにいざというときにかかってももらえる、そういうふうな業者の育成的なものも含めて言ってるわけでございますので、その辺についてもお聞きしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

まずは今回の事件につきまして、このたびは議員の皆さんのみならず、全町民の皆様方に不信感を与えたことに対しまして心よりおわびを申し上げたいと思います。

今回の事件につきましては、紀美野町が発注した物品において元議員があっせん収賄罪の容疑で逮捕されたとのことですが、私どもも新聞等で全体的な状況は想像できますが、正確な事件の内容につきまして把握できておりませんので、現時点では何とも申し上げられませんので、御了承いただきたいと思います。

ただ、議員が先ほど申されました日常業務の1つとして行ってきた。これは一報道の題目でございまして、私どもはあくまでもそうしたことは日常されてないというふうな認識をいたしております。

ただ、今回の事件について、そうしたさまざまなことが出てきたときには、それに対して対応する。そうした心構えでおりますので、ひとつ御理解のほどお願い申し上げます。

それと、2点目の蓑原橋ですが、これは以前にも御質問等ございました。ただ、あそここの場合は河川が支流と合流しているというような点もございまして、その横を河川と県道、これが走っております。この県道につきましても改修云々の話もございましたが、やはり地元との協議が成り立たなかったというようなこともございまして、現在はその

改修は進んでおりません。

そんな中で、やはり今、県のほうに河床を下げてほしいということで町としては要望いたしておりますので、河床を下げて、それによって流量を上げる。そうした対策を今後とも県のほうへ要望していきたい、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、3点目の小・中学校のエアコン設置、これにつきましては、議員御承知のとおり、国の政策として行ってきた。そんな中で国のほうでは、エアコンよりも防災・減災対策へまず予算を振りかえないかんということで方針が変えられたということで、実はことしは体育館の改修等々紀美野町では手がけているわけでございます

議員おっしゃられるとおり、やはり子供たちはそうした適正な環境の中で勉強させていかないかんやないかと。また、私自身も野上中学校だけエアコンを入れて、後のところはまだ入っていないということに対してやはり何とかしていかなければならないというふうに考えております。しかしながら、これは大きな予算でございますので、ひとつ今後、国に要望しながら検討を重ねていきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、貝尻用水につきまして、実は議員の質問に、私は貝尻用水もやはり町としては大きな財産やと、史跡に当たるかどうかわかりませんが、そうした中で、やはり道路改修を進めるとともに、それも町外・町内の方にPRしていきたい、そのための掲示板をつくりたいというふうに答弁をさせていただきました。それにつきましては、先ほども課長が説明させていただいたように、今あそこの国道370号どんどん改修を進めているわけでございまして、その改修が済み次第そこへ合ったようなそうした看板を掲示していきたい。でないと今つくってまた移動させるというふうなことはやはり二度手間となりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 美濃議員の再質問の災害対策についてということで、業者の実態としてはどうなのか、今後の育成としてはどうかという御質問だったと思うんですが、私の把握するところではほとんどの皆さんが大小ではございますが、重機は持っておられると思っております。ただ、機械の大小がございまして、災害発生時の現場の規模等々に応じて対応していただくという形をとってございます。

それと、育成にいたしましては、できるだけ地元業者に工事を発注していくように努力しているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 実は本当に入札問題については、この贈収賄事件については正確な情報はわからないということだと思います。しかし、さっきから言うてるのは、日常業務と同感覚であったというふうな形で報道されてしまってるわけですね。これが住民の皆さん方に大きな町として信頼を傷つけたと、こういうふうなことになることについてやっぱり我々は真剣にこの問題について取り組まなきゃならない問題だと思うんです。今後、こういうことで、先ほど研修されるというふうな答弁されましたかね、その辺について徹底してやっていくということについてまたやってもらいたいと思います。

そこと、ちょっと言いましたように、全容がどうなっていくのか、これについてやっぱり報告をしてもらいたいと思うんです。今、町長が言われましたけども、実際情報はわからない。町民の皆さんにとってはなおさらわからないし、そういうことであっては事の次第がわからんことで何となしに終わったよということではいかんと思うんですけど、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、研修等については十分今までされているというふうに聞いたんですけども、その状況を今後どのようなことをされていくのかもお聞かせいただきたいと思います。

西野の水害対策での町長の答弁がございましたけれども、河川の河床を下げっていくというふうに言われましたが、あそこは鶴ノ崖というんですか、あそこまで行ってしまうと非常に落差もあって水の流れもよくなるんですけども、西野の最後のほうから釜滝の辺ですね、非常になだらかになっているというふうなことであるんでそうおっしゃっていると思うんですけども、ここは甌穴のあるところなんですよね。甌穴も町の1つの財産かというふうに思うんですけども、その点から考えて、単に河床を下げればええわということでもいいのかどうか、そういう心配もあります。その辺についてはどうであるのか、お聞かせいただきたいと思います。

小・中学校のエアコンの問題については、国のほうへ要望するというところでございますので、強気に働きかけて少しでも早く子供たちへのそういう学びやすい環境づくりに努めてもらいたいと思います。

貝尻用水についても、町長の答弁、納得いたしました。これについても工事が終わってからという条件があるんですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の災害対策での業者の問題なんですけども、課長は重機は持っている、大小ある。これについても非常に減っていると思うんです。実態を本当にどれだけ把握されているのか。入札についてはそれぞれ能力審査を行うか知りませんが、実態をもう少し把握されるべきではないんですか。業者の登録があつて、今言うところの以前は10人ぐらい常に働く人を抱えておつたところがほとんどなくなつてきている。業者によっては工事がとれたんで慌ててハローワークから人を雇っているところもあるという、そんなところも聞いたりします。実態についてどうであるのか町としても把握する上でその調査をするべきではないかというふうに思ひますが、その辺について見解をお聞きしたいと思ひます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 美濃良和議員の再々質問にお答ををしたいと思ひます。

私も最初の議員に対します答弁の中で、現在26社あるんですが、地元の業者と災害対応について協定を結んでおると、このように言わせていただきました。その中で平成20年度から業者の格付につきましては、総合評価というものを行ってございます。その中で毎年提出をしていただく書類の中に今現在手持ちの例えば災害に有効なH鋼であるとか、矢板等どれだけ持っているのかという調査と、それと重機に關しましての調査を毎年行ってございます。それによって我々も把握をしているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

答弁漏れでございませう。

人数につきましても、技術者が何名おるのかというふうなことまで調べてございませう。その書類の中で人数等の把握はできてございませう。

○議長（小椋孝一君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） それでは、私から1点目の再々質問についてお答を申し上げます。

まず、最初に課長が申し上げましたように、職員研修を実施していく。これにつきましては、研修を実施していきまして地方公務員法等々の法律の遵守を徹底していききたいと思っております。

それと、全容の報告について議員から御質問がございましたけれども、全容というのは、我々がそういった情報をいただけるかどうかわかりませんが、できる限りのことにつきましては、捜査の終了とともに事実がわかりましたら、それは御報告申し上げていきたいと思えます。

以上で答弁といたします。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 美濃議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

西野地区の水害対策関連でございますが、河床を下げたときに釜滝の甌穴についてはどうかという御質問であったかと思うんですが、一応まだ河川の整備計画のほうはきちんと工法等々決まっております。ただ、河床を下げるか幅を広げるかということになるかと思えますが、甌穴部分については、なるべく名所でもございますので残してもらいたい形ではございますが、甌穴部分については、なるべく名所でもございますので残してもらいたい形ではございます。

それと、応急的なことになるかもしれませんが、蓑原橋の下流部分の湾曲した部分にここ数年よく土砂が堆積してございます。それをここ一、二年、年1回の割合で県のほうで浚渫していただいております。洪水時の水位の上昇もこれによりかなり抑えられているかと思えますので、当面の間は今の状況を確認していきながら、県にもこちらのほうも要望してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） これで美濃良和君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時23分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長（小椋孝一君） 続いて、6番、西口 優君。

(6番 西口 優君 登壇)

○6番（西口 優君） まず1点目です。0歳児保育について。

①として、保護者に配布していると思われる「保育所等入所関係手続のお知らせ」文中には、きみのこども園・神野保育所は満1歳以上可と書かれています。根拠を聞かせていただくと、紀美野町保育所条例第4条、保育所は、法第24条の規定により保育を必要とする者を除くほか、定員に余裕のある場合に限り、保護者から委託を受けた児童を入所させることができると決められているからとのこと。児童福祉法第24条には年齢の規定がありません。満1歳以上入所可となった根拠と民意との関係はどうなっているのか。

②教育的効果としての0歳児保育については、諸説いろいろありますが、そのようなことを論ずるつもりではありません。紀美野町では、1歳児よりの保育を行っていますが、0歳児での保育はできないものかと尋ねられることがあります。世の中に0歳児保育が必要であり、存在するからであります。子育てが容易で若者が住みやすい町づくりを目指すのであれば、まず0歳児保育ができるようにしてはどうか。

2点目です。ごみ収集について。

紀美野町がますます高齢化社会になってくる、人口減少も著しい、当然のことながら生活に伴うごみの排出も全体量が少なくなってくるはずであります。収集委託料が同じであるならば、業者に対してその分を収集場所、方法など、町民の利便性に振り向けていただくことはできないものか。

3点目です。紀美野町「暮らしの便利帳」について。

①として、業者の説明資料では、生活サービス向上を目指し、紀美野町と株式会社サイネックスが官民共同事業として紀美野町「暮らしの便利帳」を発行させていただくことになりました。紀美野町「暮らしの便利帳」は、役場の窓口や手続等の行政情報に加え、生活に役立つ便利な地域・観光情報を盛り込んで御家庭の保存版として有効に御利用いただきますとのこと、営業担当の話として、町長には全面的な協力をお願いしている。発行に関する問い合わせ先は役場総務課となっているとのこと、紀美野町全世帯、転入者に無料配布ともうたわれています。業者が広告宣伝費を募って作成するようですが、町は業者から負担を求められることはないのか、町民に無料配布と言っても町が負担すれば町民が負担することにつながります。この点はどうか。

②として、広告料が6万4,800円から6万4,800円まで意外と高い料金です。個人事業所なら幾らの設定をしようとする自由ですが、町長の御案内の文中には、「広告記載は強制ではなく、各事業者様の御判断でお願いするものであるとともに、広告記載の

受付は株式会社サイネックスが行うこと申し添えます」と、このようにただし書きがついていますが、このようにも書かれています。「共同発行事業者であるサイネックスが御協力依頼に伺った際には格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます」、これでは高額ですが御理解いただきたいともとれるわけです。価格設定に町はどこまで関与しているのか。

③として、以前、産業課で出した紀美野町のマップは無料で配布していますが、「暮らしの便利帳」は以外と高額であります。整合性はどのように考えるか。

4点目です。トンネル・橋の点検について。

国土交通省は、7月1日からトンネルや2メートル以上の道路橋などを5年に1回の頻度で点検することを義務づける。近接目視による点検の義務化と、その頻度などを定めた省令・告示を同日に施行したとのこと、国道・県道は県が管理してくれると思われるので町が管理するところがどの程度あるのかわかりませんが、実態はどのようなもので、対処はどのように考えているのか。

5点目です。ため池の改修について。

紀美野町で一番大きいかしこ池の護岸が改修されるという。農業人口の高齢化によって水利組合など利用者だけでは改修が難しくなっているから、行政の後押しは好ましいことです。町内にはまだまだたくさんのため池がある。休耕田もふえている。これらについての関係農家だけの改修は難しいと思われませんが、どのように考えているのか。

6点目です。団地内の溝ぶた改修について。

一部の団地内で町道の水路に溝ぶたが施されています。これはいい。これを見本として他の団地内、溝ぶたの改修に道をつけるものだと喜んでいますが。一般的に考えられる手順は、区長を通して役場に改修をお願いする。役場は危険度、利便性、費用対効果を考えて施工となるのだと考えますが、これは私が勝手に考えること、他の団地から見たとき手順はどうすればよいのか。

7点目です。防犯カメラの設置について。

テレビなどでは毎日事件が報じられています。解決にはテレビカメラの解説が報じられます。紀美野町のような田舎では防犯カメラがどこにあるのか知るよしありませんが、犯罪防止にせめて公的施設の学校関係及び浄水場などに防犯カメラを設置してはどうか。

8点目です。借地行政について。

昔は土地の値上がりの可能性の中で、用地取得が難しく、必要なところでも売っていただくよりも借地が多かった気がします。社会情勢も変わって地価が安定してきています。町の合併もあったので詳しいことはわかりませんが、今現在、借地は全て当初借り入れ目的どおりとなっているのか。現況と今後の方針はどうなっているのか。

9点目です。町職員の行政改革提案について。

紀美野町を取り巻く環境が過疎化と高齢化によってますます厳しくなっています。これからの行政は知恵を出すしかないのです。民間企業では一提案ごとに奨励金を設けているところもあると聞きます。例規集で見ると、町長の事務部局の職員は179人となっています。この人たちは採用試験に合格し優秀な人材ぞろいと思われそうですが、この職員の能力を引き出すのが管理者としての町長の仕事だと思われたいです。適材適所で努力はしてくれていると思われたいですが、これでよしというものではありません。現場に精通した職員がいつでも自由に声を上げて提案できることが望ましいと思っています。失敗しても町長が「私が責任を持ってやる」と言えば、もっと前向きな意見が出やすくなると思います。そばから見ているほうがわかることもあります。自分の担当課だけでなく、職員が自由に発案できる方法はないものか。

10点目です。税金の物納について。

退職して高齢者の仲間入りになると、今まで払っていた税金が重荷になってきます。資産があるほど生活が苦しく支払いが難しくなってきます。税金は払わなければなりません。支払いが難しくなったとき土地での物納は可能か。

11点目です。名鑑の写真とビデオ映像の権利関係について。

さきの議員研修時、先方の要覧が平成22年となっていました。こんな古いものかと思っていたら、紀美野町のWeb町勢要覧のほうがもっと古くて驚きました。町勢要覧は新しく作り直すということですが、PRビデオもつくっていると聞きます。名鑑には写真も多く、町内の業者が商品のポップやポスターなどをつくる場合に自由に利用できればよいと思うのです。名鑑の写真と映像の権利関係はどうなっているのか。もし使えるのであれば要覧ではPDFとなっています。ジェイペグ形式での元データはあるのか。PRビデオの活用についてはどのように考えているのか。

12点目です。既存観光施設の町づくりへの活用について。

ありがたいことに紀美野町は、生石山・ふれあい公園や天文台など年間何万人もの人が訪れる観光施設に恵まれています。最近では民間施設も含め観光客が増加しているとこ

ろもあるようで大変喜ばしいことと思います。紀美野町には魅力があると評価されていることは疑いようもないのですが、それでも人口の減少を見ると町のよさがうまく発信されていないのではないかとも思うわけであります。町づくりというのは総合力です。既存の観光施設・施設に関するパンフレット・ポスターなども含め町づくりにどのように活用しているのか、また、現在では足りないと思われることと、今後どのように進めていくのかを聞かせていただきたい。

13点目です。学校のいじめについて。

いじめというのは非常に難しいものです。小・中学生は年齢的に多感な時期、私たちおじさんから見て何もないことでも受け取り方が違います。11月10日、元町議から電話で学校で不登校があるようだから調べてほしいと連絡がありました。早速、学校に行って話を聞いてきました。スクールカウンセラーとともに対処していると聞かせていただきました。明日、別の学校にも電話で問い合わせたのですが、5日間何らかの理由で学校を休めば教委に連絡すると言っていました。とりあえず安心と思ったのですが、よく考えると5日間までは何も問題がないと思っているところに問題があると思直しました。いじめは学校内で起こるものです。学校に来ているから安心じゃなく、きょうでもあしたでも毎日起こる可能性があるという認識で生徒を見守っていただきたいと思うわけです。片方に認識があろうとなかろうと受け取る側がいじめられたと感じれば、それはいじめなのです。思いやり、優しさは小・中学生の時期につくられると思います。加害者も被害者も長い人生の中ではともに被害者だと思うのです。教育の大切さをもう一度優しさづくりという観点から見直すべきでないか。

14点目です。入札について。

12月1日、テレビで昨年1月の小・中学校のパソコン整備事業、入札価格1,450万円の落札をめぐる事件が報じられていました。入札には6社が参加して、参加業者の間で談合したという趣旨の供述をしているとのこと、実際のところ悪意を持っての談合を役場で把握するのは非常に難しいと思います。それでも原資は町民みんなの税金です。できるだけ無駄が起らないよう公平で公正な入札を進めなければなりません。どうするつもりか。

以上です。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長 (小椋孝一君)

保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) 私のほうから西口議員の1番目の0歳児保育についての御質問にお答えいたします。

1つ目と2つ目の満1歳以上の入所となった根拠と民意との関係、0歳児保育はできないのかとの御質問でございますが、児童福祉法24条では、市町村は保護者の労働または疾病、その他の事由により、その看護すべき乳児・幼児、その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならないと規定されています。

本町での保育を1歳の誕生日翌月より入所基準としたのは、労働基準法の制度により、正規・非正規労働者は、雇用主に申し出ることにより、子が1歳または特別な理由がある場合は、1歳6カ月に達するまでの間に育児休業を取得することができることになっています。また、さまざまな町のアンケートや保育所保護者会主催による町長を囲む会で保護者の御意見等を伺う機会もございます。できる限り保護者の御要望に応えてきたところでございます。

以上のようなことから、こども園・保育所では、満1歳児より小学校就学前までの間を入所要件としてまいりました。特に必要な場合は、広域入所や乳児院、子育て短期事業への措置を行っているところでございます。

0歳児保育につきましては、保育所クラスは4月2日が基準でございます。満1歳誕生日の翌月から保育所に入所した場合は0歳児クラスでございますが、今後、きみの子どもプランや各アンケート調査結果を参考に、保育所入所要件について、今後さらなる研究をしていきたいと考えますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長(増谷守哉君) それでは、私のほうから第2問目のごみ収集について御答弁をさせていただきます。

議員仰せのとおり、紀美野町の将来人口予測では、少子高齢化を原因として急激な右下がりの傾向となっております。これに伴い家庭からのごみ搬出量についても減少していくものと考えてございます。

また、今後、高齢化により進行していくということで、ごみ出し困難な世帯も多くなっていくなどの課題もあることから、地域住民に配慮しながら、その時点において収集場所や収集方法を組むごみ収集体系の見直しを行っていくことが必要と考えてございます。

また、御質問でのごみ収集委託料でございますが、毎年度の業務契約に当たりましては、ごみ収集の作業量や収集状況、必要経費等を十分検証・検討した上で翌年度の適正な委託額を決定し、業者との業務契約の締結を行っているところでございます。

また、御質問の収集場所・方法など、町民の利便性についてでございますが、従来から住民皆さんからの収集巡回コース内のごみの指定場所の変更の要望につきましては、その地域対象者を交えての協議の上、できるだけ要望に応じられるよう現在においても対応をしているところでございます。

今後、ごみ収集処理につきましては、来年3月1日から稼働が始まる紀の海クリーンセンターを核として取り組んでいくとともに、ごみの減量化、リサイクルの推進をより強化してごみの適正な処理を推進してまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、ごみ収集についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長（牛居秀行君） 私からは、西口議員の3番目の御質問の紀美野町「暮らしの便利帳」についてと、7番目の防犯カメラの設置について、9番目の町職員の行政改革提案について、11番目の名鑑の写真とビデオ映像の権利関係についての御質問に答弁させていただきます。

まず初めに、3番目の御質問の「暮らしの便利帳」について答弁させていただきます。

紀美野町「暮らしの便利帳」は、公共の情報発信を民間が支援し、官民共同で地域住民の生活を豊かに便利にしていくという発想で株式会社サイネックスと取り組んだ事業でございます。

便利帳は、地域の情報、行政情報、生活情報の3部門で構成されております。行政の情報は、対面や電話、または広報紙などで町民の方々に伝わるものがほとんどなのでございますけれども、思ったように伝わっていないのが現状でございます。それで、しっ

かりとした内容の紙媒体の行政情報誌を全戸配布し、常にお手元に置いていただき、利用してもらうことを目的として作成するものでございます。

合併当時、「暮らしのガイドブック」を作成いたしました。年数も内容も変わっており、来年、紀美野町誕生10周年を迎えるに当たり作成するものでございます。

さて、議員御質問の①の町は業者から負担を求められていないのかというお尋ねでございますが、負担してございません。ただし、地域情報、行政情報の作成につきましては、各部署より掲載したい情報を集め編集し、校正するなど人的、時間的なものは費やしてございます。

なお、配布に関しましては、サイネックスが広告をいただいたスポンサーへのお届けや町民の皆様の各戸へのポスティングを行います。

次に、②の価格設定にはどこまで関与しているのかという御質問でございますが、町は一切関与してございません。

次に、③の産業課で出した紀美野町のパンフレットについての御質問につきましては、産業課が平成26年度1万部、平成27年度5,000部追加作成したパンフレットのことだと思いますが、このパンフレットは主に紀美野町を紹介することを目的に本町に来ていただく方々のためにつくられたもので、特産品の紹介、観光情報や観光地図と理解してございますが、暮らしの便利帳は町民が生活する上で必要とする行政サービスをできるだけわかりやすく紹介したものでございます。

規格につきましては、パンフレットはA2の1枚もので、暮らしの便利帳は68ページ、4色カラーの冊子で、使用用途も違うと思いますので一概には比べにくいものがございまして、御理解いただきたいと存じます。

続きまして、7番目の御質問の防犯カメラの設置についてお答えいたします。

議員仰せのとおり、毎日のように犯罪など事件の報道がなされているところでございまして、テレビ放送では防犯カメラの映像を見る機会がふえてきているところでございます。現在、紀美野町の施設では、きみのこども園に防犯カメラを設置しておりますが、他の施設につきしては未設置となっております。

議員御提案のとおり、防犯カメラを学校関係施設や浄水場等に設置することにより、犯罪を未然に防ぐ抑止効果があると考えておりますが、一方では、町民の皆様のプライバシーを損ねるおそれもございまして、設置場所や設置方法につきましては慎重に取り組む必要があると考えております。しかしながら、議員仰せのとおり、防犯カメラは

犯罪防止及び犯罪の解決に大きな力となるものと理解しておりますので、今後どのような施設に防犯カメラを設置するかにつきましては、検討させていただきたいと思っております。

続きまして、西口議員の9番目の質問でございます町職員の行政改革提案についてお答えいたします。

当町は、少子高齢化が急速に進む中で、さまざまな施策を展開し、住民サービスの維持・向上に努めているところでございます。しかしながら、地方分権や県からの権限移譲事務等、複雑多様化する業務が増加する中で、職員数を合併当時の240名から現在197名まで減員を図ってきたところでございます。それにより職員1人が抱える業務量がふえ、職員の能力アップがますます必要不可欠なものとなってきております。そのため、職員個人の能力、スキルアップのため、県市町村研修協議会主催の各種研修への参加を積極的に推進しているところでございます。

さて、議員御質問の行政施策に知恵を取り入れ、よりよい住民サービスを提供できる体制整備ということにつきましては、直近では、先日、町内在住の20歳から65歳までの方を対象とした紀美野町の地方創生に関するアンケート調査を実施し、さまざまな御意見もいただいているところでございます。

また、紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略対策本部に町職員による若者職員プロジェクトチームを立ち上げ、柔軟な発想の事業提案等がなされてきたところでございます。

また、職員を対象に人材育成や人事制度運営に関する現状、意見、要望を尋ね、人事評価制度策定のための基礎情報とするためアンケート調査も実施し、職員みずからの考えや意見を捉える機会を設けているところでございます。

また、平成23年度から既存の事業の改善のため、事務事業評価を取り入れ、職員からのさまざまな提案をいただき、各種事業に役立てているところでございます。5年間で延べ229件の事業を評価し、提案を検討してきたところでございます。

議員御質問の職員が自由に発案できる仕組み、システムづくりにつきましては、先ほどから申し上げてきたように、職員からさまざまな提案を受け入れられる体制づくりに努めてきたところでございます。

職員の自発性が高ければ、それが職員のモチベーションの維持や仕事のやる気につながり、ひいては組織能力の向上に結びつくものと考えております。また、住民サービス

も向上し、職員も達成感を味わえる相乗効果も期待できるところでございます。職員が新たな挑戦に挑む姿勢、町民のためというモチベーション、町職員としての使命感を醸成できるよう今後も議員御提言の職員が自由に発案できる体制の強化に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、11番目の御質問の名鑑の写真とビデオ撮影の権利関係についての御質問にお答えを申し上げます。

現在、紀美野町誕生10周年を記念して新しい町勢要覧を作成中であります。完成後は町内全戸へ配布するとともに、視察などの際にも利用する予定であります。また、総務課において、来年3月6日に行う予定となっております「紀美野町誕生10周年記念式典」において上映するビデオを制作しており、現在の町の様子などを紹介し、紀美野町のよさを知っていただければと思っております。

また、保管しております写真につきましては、町が発行する書籍を初め、報道機関や雑誌などのマスコミにも提供しており、紀美野町をアピールしております。その中には町勢要覧の写真も含まれております。ただ、肖像権のこともあり、広報担当において選定して提供しているところでございます。

さて、議員御質問の町勢要覧の写真と映像の権利関係でございますが、町勢要覧に掲載しております写真は、事業所からの提供など一部を除きまして紀美野町に権利があり、JPEG形式のデータもございます。また、10周年記念式典用のビデオの権利も紀美野町にございます。

議員御質問の町勢要覧の写真を町内の業者が商品のポップやポスターをつくる場合に自由に利用できないかということにつきましては、町勢要覧に記載するということでは了解をいただき撮影をさせていただいたものも多く含まれておりますので、現時点におきましては、営利目的とした特定の業者の方に利用してもらうことは考えてございませんので御理解賜りたいと存じます。

以上、私からの答弁といたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) 私のほうから、西口議員質問の4問目のトンネル・橋の点検について、5問目のため池の改修について、6問目の団地内の溝ぶた改修につい

て、3点についてお答えをさせていただきます。

まず、4問目のトンネル・橋の点検についてでございます。

当町は、地形的に橋やトンネルが多くつくられており、安全性を維持するための管理が課題となっておりました。そんな中、平成24年12月に中央自動車道の笹子トンネル天井板落下の大惨事が起こり、そのことがきっかけともなり、平成26年7月に議員御指摘のとおり、点検の義務化が省令により施行されました。

町内には295の橋梁がございます。平成26年度から平成30年の5年間で全橋梁の点検を行う計画を立てており、昨年度は29橋の点検を職員が行いました。点検を行う職員は、橋梁技術研修を受講しており、必要な専門知識を持っている職員ですが、点検をもとに診断を行い、修繕が必要かどうかを判定しております。もちろん修繕が必要であると判断されれば補修工事を行います。このように橋梁の状態を記録してデータを蓄積することにより、今後の管理に役立てます。

全橋梁のうち、橋長が15メートル以上の65橋についてでございますが、点検が義務化される以前の平成23年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しており、平成25年度から補助事業により修繕工事を進めております。これは65橋のうち橋梁の損傷状態や重要度、利用頻度などから優先評価を行い、平成25年度から平成29年度の5カ年間で13橋梁の修繕工事をまず行うものです。残りの52橋におきましても、補助事業により順次修繕事業を進めてまいりたいと思っております。

また、トンネルについてでございますが、町内には7本ございまして、来年度において橋梁修繕と同じ補助事業により点検を行う予定となっております。その点検結果をもとに修繕が必要かどうかの判断をしてみたいと考えております。

今後も道路施設の維持管理に努め、安全な通行確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、5問目のため池の改修についてでございます。

かしこ池につきましては、予定総事業費約1億7,000万円、平成30年度完成に向けてかしこ池改修事業を県営事業にて進めているところであります。

事業費の負担につきましては、紀美野町から海南市までが受益地となっており、受益者が海南野上土地改良区となっていること、また、下流には主要道路や民家等も多数存在していることから、国庫補助、県費補助を除く事業費の10%を紀美野町、海南市、海南野上土地改良区の3者で負担割合を決め事業計画を進めております。

また、町内には、かしこ池以外にもため池が多数あり、台帳上、農業用ため池が244池あります。現在、町と県にてため池調査を実施しており、防災重点ため池と受益面積2ヘクタール以上のため池58池を県が調査し、残りの受益面積2ヘクタール未満のため池の確認を町で進めているところであります。

今後の方針としましては、ため池調査結果を踏まえて、危険なため池があれば、水利組合等のため池受益者と協議を行い、受益者負担割合につきましては、国庫補助事業の場合は事業費の5%、県費補助事業であれば事業費の15%を負担していただくことを基本として改修等の協議を進めていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

続きまして、6問目の団地内の溝ぶた改修についてでございます。

議員が言われているとおり、まず地域が一丸となって区長を通していただいてから役場に改修を依頼していただきます。その後、役場は採択の可否、危険度、工事の施工規模、予算の状況などさまざまな要素を考慮し、どのような施工方法、順序で工事するかを決定します。

また、工事の規模によっては、多年度にわたり1つの事業として施工していくほうが効率がよく、交付金等を充当できる場合もありますので、そのような方法をとることもあります。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長 (中谷嘉夫君) 私のほうからは、西口議員の質問の8点目の借地行政についてと、14点目の入札についての答弁をさせていただきます。

まず最初に、8点目の借地行政についての御答弁をさせていただきます。

議員御質問の借地は、全て当初の借り入れ目的どおり使用しています。小学校で廃校になり早急に返還できないものを除き目的外での借り入れはないものと考えております。

今後の方針については、以前より検討してきた結果、恒久的に必要とされるものは購入し、返還できるものは借地期限を1つの目安として返還し、明確な返還のめどが立たないが、いずれ返還するという考えられる土地は期間を短くするなどして契約の継続をしているところでございます。

何分にも古い契約や契約時の条件もあり、交渉の難しい部分もございますが、できる限り借地を減らしていくよう努めているところでございますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、14点目の入札について答弁させていただきます。

先ほどの美濃議員からの質問においてもお答えさせていただきましたが、当町における入札については、公平・公正で適正な入札を実施しております。入札の制度については、現行のものを継続し、業者や職員の意識を高めることでさらなる公平・公正な入札を実施するため、業者に対する啓発や職員研修を実施してまいります。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長（西岡秀育君） 私からは、西口議員の10番目の税金の物納についての御質問にお答えいたします。

税金の物納についてですが、現在では、相続税法第41条第1項の要件を満たした納税者には、政令で定める額を限度として物納の許可をすることができるとされていますが、相続税を除く国税・地方税には物納は認められておりませんので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長（大窪茂男君） 西口議員御質問の12番目の既存観光施設の町づくりへの活用についてお答えさせていただきます。

議員が言われますように、紀美野町には、生石高原、ふれあい公園などたくさんの観光資源があります。多くの方が紀美野町を訪れています。

町づくりにどのように活用しているのかとの御質問ですが、観光パンフレットにおいては、町内外の主な施設に置いていただいてPRを行っているところでございます。また、町内での各種イベント等においても紀美野町を紹介しているところでございます。今回の12月補正予算でも増刷をお願いしているところでございます。

しかしながら、町内の観光施設は、広い紀美野町で点在しており、この点を線で結ぶ

ような取り組みが足りていないように思っております。

紀美野町に泊まっただいて目的を持って町内を回っていただくようなルートづくりを行い、紀美野町のよさを情報発信して、多くの皆様に来ていただき、地域の活性化に生かしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、前田君。

(総務学事課長 前田勇人君 登壇)

○総務学事課長 (前田勇人君) それでは、西口議員の13番目の学校のいじめについてお答えをさせていただきます。

まず、学校からの説明の中で、5日間何らかの理由で学校を休めば教育委員会に連絡をするとありましたが、教育委員会への連絡は累計で5日以上欠席者についてお願いをしているものでございます。ただし、それまでの初期対応につきましては、各学校で迅速に対応しているところでございます。

不登校を生まないための初期対応として「心をはなさない1・2・3」の取り組みということで、児童・生徒が連続して欠席した場合、欠席1日目は電話連絡を行い、当該児童・生徒の状況を確認する。欠席2日目は家庭訪問を行い、当該児童・生徒または保護者に会い、子供の状況について丁寧に確認をする。欠席3日目はケース会議等を開き、児童・生徒に係る情報を共有し、今後の対策を検討するといったように不登校問題については、初期対応及び早期対応が重要であり、そのための取り組みを進めておりますが、御指摘のように、常に危機意識を持ち、児童・生徒の様子に対しアンテナを高くして対応してまいりたいと考えております。

次に、「思いやり、やさしさづくり」について、各学校では、人権教育計画及び道徳教育計画を立て、授業からと生活からのアプローチによって思いやりややさしさを育む教育を進めています。

また、社会を生き抜く力としてコミュニケーション能力を重視し、各学校では言語活動を活用した授業づくりも進めています。児童・生徒がお互いにかかわる中で、よりよい人間関係が築いていけるようこれからも尽力してまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 前田勇人君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） まず1点目です。児童福祉法の第24条って大まかに言うたら、市町村というのは乳児も幼児も保育所において保育しなければならない、こういうふうにぎっとなっているんですけど、この中で今現在1歳というそういうふうに縛りがあるんですけども、最初はもともと1歳という縛りなんてないんです。だから、1歳ということになったことについて、最初から保護者にはそういうふうになんにもそういう縛りはないんですよ。ただ、紀美野町は、こういうふうなことで理解してくださいよというふうに最初から説明があれば、その中であったら納得すると思うんですけど、一般的な保護者というのはそういうふうな法的な根拠はもう全くわからない。そういう中で保育所が実際問題として個人差というのは非常に大きいでしょう。幼児とかということについて個人差というのはそういうふうに非常に大きいから、最初から当然1歳超えてでも難しい子もいてるやろうし、もっと小さくても可能な子もいてると思う。その中で家庭環境というのはもちろん全部違うし、そういった中であったら、もっと柔軟に個々の家庭によって対処するというのを考えられないかなと思うわけよ。現実問題として、若い夫婦らが子供をしっかりと産んでもらわんなんと思ったら、ある程度行政として受け入れ態勢をもうちょっと拡充せんかったら難しいかなと思うわけや。だから、その点についての今後の考え方ですね、もう一度答弁願いたいと思います。

2点目ですけど、まず現実問題として高齢化社会になってきてごみ出しも非常に難しくなってくると、そういうふうな当然方法も変わってくるかなと思うんですよ。だから、もちろん地域によって違うというのは出し方が変わってくるであろうというふうに思うんですけど、まずこの中でその地域地域の皆さんの希望というのはどうなっているのかなと、こういうところから考えていかなあかんのん違うかな。実際問題、年寄りに持ってこいと言っても無理な話やし、車が行かんところもあるやろうしという中で、それこそ収集委託料というのが問題になってくる。絶対的な量は減ってくるであろうと思うけど、収集がまた難しくなってきたら委託料が上がってくるという、こういうことも起こり得るわな。だけど、その辺の社会形態が変わってきているから、それに応じた収集方法というのはやっぱり変わってくるんじゃないかなと、こういうふうに思うんですよ。

だから、今まで簡単に運べたものが運べんようになってくると思います。だから、そういう中で社会に合うたような、実情に合ったような方法というのをもう一度考えないかん時期が来ているんじゃないかなと、こういうふうに思うんですけど、だから、

この点についての答弁を求めます。

3点目です。暮らしの便利帳という、この事業者各位という御案内文、町長の案内文ですけど、町長の名前と公印が使われているという、サイネックスの営業担当者の名刺には紀美野町とも記載されています。それと、発行に関する問い合わせという、こういうふうな文章にも役場総務課というふうに書かれています。だから、これって誤解を招きかねない手法かなと。向こうの業者が勝手にやっているのかなと思ったりもするんやけど、ただ、何となくちょっと不自然なというか、そういうふう思うので。

それと、以前は産業課が出したパンフレットは紀美野町を紹介している文章やと。だけど商店みたいな小さい事業所サイドから考えたときに、うちもそのときに紹介してほしいよというふうな話もやっぱりところどころ聞くわけよ。そういうふうなあれは紀美野町を宣伝するための紹介文やと言いながらでも、あれは大体主に美里町の商売人が主になっていたけど、あれはあれでよかったと思ってんねんで。だけど旧野上の商売人の人も同じように載せてくれたらもっとうれしかったのにと、そういうふうな変な疑問が起り得るんじゃないか、こういうふう思ったんで、そんなような声もちょっとちらちら聞かせてもうたんで、別にこっちの旧野上の喫茶店であっても、うちらも載せてほしいのにと、そういうふうな話もちょっとちらっと聞くわけです。だから、その辺のところはやっぱり整合性という意味で不公平感があったという、感じられたという声があったんですけど、この点について、今後、無料で出してくれたらそれはそれでいいんやけど、前のやつがただやったのに今回業者が有料で集めているということについてちょっと不公平感があるのかなと、こういうふうな話がありました。だから、その辺がもうちょっとみんなが理解してくれたら一番いいんやけど、その点について再度の答弁求めます。

それと、5点目のため池の改修、今後、調査をするという、調査というのはある程度年度計画というふうな形の調査がどの程度で終わるのかなと思うわけです。割と急ぐんではないかなと思うんやけど、結構池も老朽化している。池に老朽化してると言ったら変な話やけど、昔やったら水利組合の人らが自分で直したでしょう。だけどそれがかなわんようになってきているのも事実やから、何とかできることなら、かしこ池が直るんであったら、ほかの池ももっと何とかならんのかなと、こういう話です。だから、それについてまず調査せないかん。実際問題としてため池の数とか、個々の利用状況なんて、そういうことから調べるって言ったらすごく大変な労力を要するとは思うんやけど、ま

ずその把握をせんことには始まらんのかなと思っているんです。だから、それについて再度の答弁を求めます。

それと、6点目の団地内の溝ぶた改修、これさっきの話でそれで十分なんですけど、ただ、その話が各団地に住んでいる人達にわかりやすい方法がとられたら一番いいのかなと思うわけよ。役場は進めているんですよということをほかの団地の人達も聞いたら、きっとそんなんして申請したらいいのかなと、こういう話になるんかもわからんけど、そういうふうなことがこの団地だけじゃなくてほかの団地でも起こればいいのになと、こういうふうな多分システムはわかっているんやろうと思うけど、役場がこんなんして申請してくれよと言うたらもっとわかりやすい。だから、そんな方法がないもんかいなと思います。

7点目の防犯カメラの設置という部分で確かにプライバシーの問題とかも起こり得るから、場所の選定なんてもちろん検討せないかんのやろうな、こういうふうに思います。だけど浄水場なんかだったらプライバシーも関係ないような気がする。ただ、ああいうふうな部分というのは、やっぱり安全性を考えたときにまずやっぱり設置しとくべきかなと、プライバシーの関係のないところであれば、もう一度そういうところをまず最初やったらどうかなと思うんやけど、再度の答弁を求めます。

8点目です。借地行政の中で確かに買うことができたらいいいのかなと思うんやけど、実際問題として役場の敷地内に借地があったような気がするんですよ。これは役場というのは根本的なところやから、まずそういうところかもし用地取得ができたら安心でしょう。だから、今みたいに地主というのは当然高齢者になってきている。そうしたときにまずやっぱり自分の代で何とかって考える人も出てくるかもしれん。だから、どうしても役場というのは必要なところやさかい、やっぱりこういうところがまず用地取得ということについてもしできたらいいいのになと思うんやけど、もう一度答弁願いたいと思います。

10点目です。税金の物納、相続税のみという、実際問題としてお金がなかったらどないなるのかなと、相続税以外は取れへんということ、それはもう諦めるということか。お金がなかったら相続税以外は取らないということなら、うちもうお金ないさかい取れないよと、物があってもですよ。そんなこともないとは思うんやけど、そんなことがありなんかなと。田んぼも山もあって現金がないさかい相続税以外のものでは取れないからと言うても取るのをやめるかなって、そういうふうなところはどうなんでしょう。それ

は再度の答弁を求めたいと思います。

1 1点目です。業者の利用は考えてないという、名鑑の写真とか映像。せっかくつくった写真とか映像もあるわけです。それが熊本はくまモンとかというキャラクター、ゆるキャラみたいなもんを全ての商品に張りつけている。だから、これは熊本産やなってわかる。熊本の人は無料で利用できるようになってるらしいです。だから、そういうことが町内の産品にも利用できたらいいんじゃないかなと、こういうふう思うんですけど、そんなことができんもんかいな。個人が持っているもんなら仕方ないんやけど、役場が持っているもんでそういうふうな町内産品のイメージづくりにできる方法がないんじゃないかなと、こういうふう思うんです。だから、その点についての再度の答弁を求めます。

1 2点目の中で点を線で結ぶという既存観光施設の町づくりの活用、確かに町内は広いし、結構だけどそれぞれ人がたくさん集まっています。だから、それを本当に観光客がふえてるねんけど、町の情報発信にもっとうまく利用できたらいいんじゃないかな、こういうふう思うんです。何かいい方法ってないんですか。そういうふう持っていかなかったら結果として難しいんじゃないかなと思うわけなんですけどね。だから、点を線で結ぶというのは、それはそれでそういうふうな中で点を線で結ぶのにどうするんやという部分があったほうがいい。それでないと点を線で結んだらいいなと言うてるだけでは意味のない話やしな。だから、結ぶ方法はどないするねんという部分で再度の答弁を求めたいと思います。

1 3点目です。学校のいじめというのは5日までに初期対応が大事やと。だけどいじめというのはわかってるだけと違うんでしょ。実際にはわからない、表に出ないいじめというのは多数あると思います。現実にはいじめというのはほとんど大半がわからんのかもわからない。だから、そういうふう考えたときに抑止力として定期的なアンケートというのはまず必要であろうと思います。だから、そういうふうにある程度の定期的なアンケートをとる。それとか生徒からでも父兄からでも直接教育委員会へ投書はできるやろうと、直訴というんかどうかわからんけど、そういうふうなこととか、そんな方法もあります。学校へのアンケートもあります。役場へのアンケートもありますとかというふうなことがあったらしかるべきかなと思う。だから、定期的なそういうふうなアンケートがとれば多分なくなってくると思う。だから、別に学校がアンケートとるんでも構わない、役場がアンケートをとるんでも構わない、そういうふうなシステム

づくりをまず考えていくしかないんじゃないかな、こういうふうに思うんですけど、その点の再度の答弁を求めます。

それと、14点目です。まずこの事件が起きたという、当時、私、議員してなかったんで詳しいこと全くわからんねんけど、ただ、今ここにいてる議員みんなテレビや新聞報道を当然のことながら頼りに事件の概要というのを知るだけやしね。実際にだから12月1日初めてテレビへ出てからもう何日かたっています。だから、まず何がどうしてどうなったという事件の概要とか経過というのは、ここで座っていれば全く新聞を頼りみたいな形で、そっちもわからんのかもわからんけど、こっちは全くわからんわけです。だから、私らとして、まして当時、私も議員してなかったんで全く何の話よというような状態です。だから、まずわかっている範囲、今、当然1日に公表されて、きょうは8日です。だから、この1週間の間にある程度事件の概要というのはい進んできていると思うんやけど、だから、概要がわかっている範囲の対処の方法というのをちょっと聞かせてもらいたいと思います。

それと、町例規集の業者選定審査委員会規定第2条の1では、指名競争入札に参加させようとする者の指名を審査し及び決定することとなっています。この審査委員会の委員長は副町長となっています。このような事件が起こったことについての原因と選定業者の審査はどのように行われ、責任の所在はどこにあるのかという、何がどうしてどうなったという、その辺も全くわからない。だから、まず当然選定委員会の委員長としての意見というのを求めたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 西口議員の再質問でございます。

0歳児保育についてでございます。1歳児の縛りをもっと柔軟に考えられないのか、今後の考え方はどうなのかという御質問だったと思います。

児童福祉法第24条では下の年齢の表記はございません。ということは生後からということになります。保育に欠ける0歳児のニーズがある場合には、必要な措置を検討しなければならないというふうに解釈してございます。

児童福祉法の中に保育の実施義務の例外という条項がございます。付近に保育所がない等やむを得ない理由があるときは、その他適切な保護をしなければならないという例外措置がございます。この中でやむを得ない理由というのは、受け入れ能力のない場合

を含むと書いてございます。他の施設への入所を行っているところではございますが、遠くの施設の入所というのは保護者の方もなかなか同意というのはございません。

今後ニーズの把握に努めていきたいと考えてございます。やはりニーズがある場合には必要な考え方を示さなければならないと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

ごみ収集について、今後いろいろ社会が変わっていくという中で、町民の思いとか要望とかというのをタイムリーに取り入れていろいろな改革をやっていかないかということでございます。

今後、何度も言いますが、人口減少に伴いまして地域の社会が大きく変わってくることが予想されます。これに伴いましてごみの収集等につきましては、それに対応した収集体系で行っていかなければならない。また、町民の皆さんが利便性が上がるような収集体系を図っていかなければならないと考えてございます。

ごみの収集につきましては、従来、町民の皆さんが生活に直接かかわっていることとすることで、住民課等につきましては、皆さん方の直接いろいろな御意見や要望等も聞かせていただいているところです。今後、時代が変わっていく中で、そういう要望に応じられるような見直し、また改革等についても今後検討していきたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 西口議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、暮らしの便利帳につきましては、地域の情報、行政情報、生活情報の3部門で構成されておりまして、町民の皆様に常にお手元に置いていただき利用していただくしっかりとした紙媒体でございますので、町民のサービスの向上や地域の活性化に資するものと考えてございまして、そこに広告を載せるということは業者の皆様にとりましても広告効果があるものと考えておるところでございます。

また、議員も御質問の中で触れられておりますけれども、町から出しております暮らしの便利帳発行に係る広告掲示についての御案内という文章を発行しているわけであり

ますけれども、その文章の中におきましても、広告掲載は強制ではなく、各事業者の皆様のお判断でお願いするものであるときちっと明記しているところでございますので、こういった業者が活用できるかどうかの御判断の中で協力をしていただいているものと理解をしております。

また、問い合わせについてのことも記載してございまして、問い合わせにつきましては、総務課もしくはサイネックスということになっております。現在、総務課ではこれを持続してきたわけでありまして、現時点におきましては、議員仰せのような業者の方から不満であるとか、そういった苦情といったものは承ってございませんので、それも含めまして御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、防犯カメラでございますが、防犯カメラにつきましては、議員御質問で触れられております学校施設関係であるとか浄水場に設置をしてはどうかという御提案でございます。

その御提案につきましては、先ほども申し上げましたように、今後どのような施設に防犯カメラを設置するかにつきましては、検討させていただきたいと、このようにお答えをしたところでございますので御理解を賜りたいと存じます。

それから、町勢要覧の写真の利用につきましては、先ほども申し上げましたように、町勢要覧に記載するという事で了解をいただいて町といたしましては撮影をさせていただくものが大変多いということがございます。それと肖像権、顔が写っておるとか、そういうところもございまして、これはあくまでも町勢要覧に記載をさせていただくんだということの中で御理解をいただいて写真を撮らせていただいているという、そういった写真も多いということでございますので、現時点におきましては、営利を目的とした特定の業者の方に商品のポップであるとかポスターをつくる際に提供するという事は、言葉を重ねて申しわけございませんが、現時点におきましては考えてございませんので再度の御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきます。

5問目のため池の今後の調査の年度について町、県あわせてどうなっているのかということですが、今後、約2年間くらいで行う予定となっておりますので、御理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 1 1 時 5 3 分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 1 1 時 5 3 分)

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 西口議員の借地行政についてということの中の再質問にお答えいたします。

役場の庁舎の用地取得についてということと言われたと思いますけども、そのことについてですけども、先ほども答弁の中で、今後の方針ということ恒久的に必要とされるものは購入していく方向でということと言わせていただいておりますので、今後、契約の更新時等において地主との交渉について検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 西口議員の再質問にお答えします。

物納と滞納処分の違いは明らかに違いがあります。御承知のとおり、憲法には納税義務に示されていますとおり、また地方税条例にも賦課徴収が定められています。それによって私どもは実務を遂行しております。何らかの事情で納税期限までに納付できなかった方には、税法で定められた督促状を発し、それでも納付していただければ催告状を送付いたします。残念ながらそれでも納付していただけない滞納者には税の滞納処分の手続を行うものであり、資産、財産等の差し押さえを行うということがございます。また、納期を過ぎますと督促手数料や延滞金がかかる場合がございますので、納税者の皆さんには納期限内に納付の御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきます。

1 2 番目の点を線で結ぶという先ほど申し上げましたが、どういった方法があるのかということだったと思います。

町内の宿泊所の状況ですけれども、宿泊して高野山に向う客というのがほとんどであ

ると聞いてございます。町内で泊まっていたいで町内を回っていただくようなルートづくりが必要であると思っております。現在、観光協会のホームページの更新を行っているところでございます。点を線で結べるようすべく情報発信をしていきたいと進めてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 答弁漏れがございました。失礼いたしました。

6問目の団地内の溝ぶたの改修の件の再質問にお答えさせていただきます。

住んでいるみんなにわかるいい方法がないのかということでございますが、これは区長を通じてどこの地区でもそうでございますが、御要望いただいているということが原則でございますので御理解を賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、前田君。

○総務学事課長（前田勇人君） それでは、西口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

いじめに対するアンケートというふうなことでございましたが、いじめに対するアンケートにつきましては、年3回期末ごとに児童・生徒を対象に本人からの回答ということで実施を行っております。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） それでは、私から西口議員の14番目の質問に対するお答えをさせていただきます。

まず、前段で事件の概要、経過ということの御質問でございましたが、これにつきましては、先ほど町長が美濃議員に御答弁をしたように、そのとおりでございますので、それ以上は申し上げることは何もございません。

次に、紀美野町建設業者等選定審査委員会規定のことについて御質問いただきました。

当町では、その規定を設けております。規定におきましては、第1条から第9条までのものでございまして、常に審査委員会の事務等々につきましては、この規定に基づいて遂行しているものでございます。

議員おっしゃられましたように、大きな事務といたしましては、指名競争入札に参加させようとする者の指名を審査し及び決定することというのが大きな所掌事務でございまして、組織におきましては、副町長を委員長にするということと、委員長が委員を指

名するといったものの組織でございます。

次に、審査委員会につきましては、各課、室、局等の長が委員会に付議する事項があれば審査の申し込みを行います。それを受けまして当審査委員会におきまして審査し決定し、そしてまた決定事項を町長に報告するといったものが大きなこの審査会規定に設けられているところでございます。全て委員会規定にのっとり審査を行い、事務を進めているところでございます。

以上、簡単でございますが、答弁いたします。

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） この14番目の入札についてだけ再々質問いたします。

実際のところ、本当言うて新聞しかわからん、新聞のほうが先に出てるのかもわからんし、新聞以外のことは町当局もわかってないかもしれませんが、ただ、こういった中で、私も新聞を見る限りでは、他の入札についても問題があるようにも報じていると。そんなんしてみたら根本的なものに何か問題があるのかなと思ってしまうわけでしょう。こういうことがあるわけがないという前提で考えたときには、疑いようもないさかい起これへんという前提、だけど現実問題として逮捕されたという事実がある、現実に逮捕されているという、実際には裁判が済むまでは暫定無罪と解釈すべきやとは思ってんねんで、一応調べられているというだけで有罪やら無罪やらわからん時点のことでとやかく言うのはちょっと問題外かなとは思うんやけど、ただ、その中で他の入札についても問題があるような報道されています。

だから、それやったら大丈夫かなと思ってしまうわけです、今までのやり方がね。何かいい方法を、いい方法というのは考えられにくいんわかっている。現実問題として悪意を持っていたら役場が把握できんというのはわかるわけや。だけどそれをいかに少なくする方法というのをやっぱり考えるしかないでしょうと思ってるわけよ。だから、何かいい方法がないんですかというのは変な話やけど、今のままでいいとは思わない。何かやっぱり対策をとるしかないと思ってるわけよ。

当然、委員長は副町長をもって充てると。だから、業者選定審査委員会というのは当然あって、業者がこの業者で大丈夫ですよということに当然なっているはずやしな。だから、そんな中で、この審査があくまでも会議は非公開となっているけども、それは入札までの会議やしな、現実には入札までにそういうことが外へ漏れたらいかんからということやと思ってるわけよ、私は。だから、現実には入札が終わってしまってるさかい、

これ過ぎた話やからね。だから、別にこれについては公開されても問題ないような気がするんやけど、それは私が勝手に思うてるだけかもわからんけどね。だから、このままでいいんかいなと思うだけなんよ。何か今までと同じ入札のやり方であったら、こういうことがもう一度起こったらかなわん、そういうふうと考えてしまうから、だから、起こらん方法というのをやっぱり考えるしかないんじゃないかなと、こういうふうに思ってしまった。当然今までも起こらないという前提で対処しているけど、起こってしまったことについては、現実には起こってしまったるやないか。だから、今までのやり方ではもう一工夫せん限りどうにもならんわけでしょう。だから、その点の工夫というのはあるんやらないんやらわからんけど、考える必要がある。だから、その点についてもう1回答弁できるかできないかわからんけど、一度考えなしょうがないん違うかと、こういうふうに思うてしまうんやけど、どうなんやろう、答弁できますかね。

○議長（小椋孝一君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 西口議員の再々質問にお答えいたします。

まず、私は業者指名選定委員会の委員長ということでございますので、委員長という立場でもってお答えをいたします。

審査会の内容は、議員も御承知のとおり非公開としております。それは終わってからでもそのとおりでございます。非公開でございます。

それと、入札は適正に執行されているということを先ほど課長も申し上げましたが、委員長としてもそういうふうに認識してございます。その上、新聞報道ではいろいろと報道されておる中で、議員も言われましたが、他の入札で云々というようなことも言われましたけれども、私たちはそういうことにつきましては全く事実は確認しておりませんので、あくまでも新聞報道でということで、そういう認識をしてございます。

さらに、先ほどの美濃議員の御答弁にもありましたけれども、現在、捜査が進行しているということの中で、それが最終的に全容が明らかになるかどうかはちょっとわかりませんが、ある程度進んでいって我々もその内容が把握できた段階においては、できる限りのことは皆様にも報告していくというような認識でございますので、そういうことで答弁といたします。

以上です。

○議長（小椋孝一君） これで西口 優君の一般質問を終わります。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午後 0時07分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

○議長 (小椋孝一君) 5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番 (田代哲郎君) まず最初に、子ども医療費助成のさらなる拡充についてというテーマで質問させていただきます。

このテーマでは、過去に何回も質問しましたが、平成26年国民生活基礎調査で生活意識が苦しいとする子育て世帯が67.4%に達するという事実、それから全国的に子供の貧困が進んでいることや、和歌山県でも近隣の自治体で5つの町村が子ども医療費助成を18歳まで広げていることでもあり、子育て支援の充実を求めて再び質問することにしました。

今の日本で子供を育てるにはお金がかかるということが前提になっており、子育てに係る経済負担の軽減策が求められています。子ども医療費の助成は、経済的に助かるとともに、気軽に医療機関を利用できるという安心感があり、子供の健康維持に役立っていることは明らかです。子供の様子がおかしいときに経済的な理由で受診をためらうことがないために絶対に必要な制度であり、その意は深く理解されていると考えます。

子育てする上での経済負担の軽減や医療費助成制度の拡大は、保護者の皆さんの共通の思いでもあります。アベノミクスのもとで雇用の非正規化が進み、また正社員でも消費税引き上げなどで実質賃金の低下が進むもと、子育て世帯の生活は深刻な状況にあります。若い人たちの働く環境の悪化が少子化を深刻にしているのです。

紀美野町でも子育て支援は差し迫った課題です。その柱でもある子ども医療費助成は、2010年、平成22年に中学生までに引き上げ、他の自治体に比べて決して悪くはありません。同じテーマで昨年6月議会でも質問しましたが、「今後の県内各自治体の動向や地方財政の状況及び他の福祉施策の中の優先順位など総合的な判断が求められるものであり、当面は義務教育である中学卒業までの助成という状況、方針は大きく変わっていません」との答弁でした。しかし、子ども医療費助成を18歳に引き上げる自治

体も徐々にふえつつあり、紀美野町でも子育て世帯の厳しさを考慮して高校生まで引き上げる考えがないか、お伺いします。

次に、小規模農家と地域消費者のための直売所の設置について質問します。

6月議会でも申し上げたように、紀美野町の農家戸数は2001年から2010年の10年間ほどで1割以上が減っています。農地利用率は2007年で75.03%、耕作放棄地は2010年、平成22年の農林業センサスで171.8ヘクタールです。農地の多くは急傾斜地で、高齢化が進む中、町は単独事業も含むさまざまな財政支援を行ってきました。しかし、耕作放棄が今なおふえている実情です。

和歌山県の農林水産統計によると、2012年、平成24年紀美野町の全農家戸数のうち全所得に占める農業所得が50%以上の第1種兼業農家57戸、そして5割以下の第2種兼業農家は218戸、合わせて30.72%が兼業農家です。こうした農家の大半は、少品種の大量生産が難しいため、市場流通には対応できず、生産を続けるための支援策が求められます。もしも兼業農家が農業をやめれば、農村社会は崩壊しかねません。専業農家だけで農業環境を維持するのは不可能だからです。

町は高齢化が進み、しかも小規模農家が多い紀美野町の農業を支えるため、JANAがみねに委託し、農産物出荷サポート事業を続けてきました。多品目少量生産の産品は、とれたて広場のような直売所への出荷に適しており、実績を上げています。

しかし、町内はほとんどの地域で食料品を売る店が見当たらない現状を考えると、地産地消の観点からも地域の中に住民が運営する小規模な直売所があれば消費者にとって助かるし、町おこしにつながるのではと思います。したがって、町はそうした小規模直売所の立ち上げを地域に働きかける考えがないか、お伺いします。

質問の3番目は、町民の健康増進に向けたパークゴルフの活用についてです。

きみの健康まつりが開かれなくなって久しいので再開を提言してきたのですが、11月15日に初めてのきみの健康フェアが開催されました。高齢者の日常生活機能低下を予防するための取り組みです。生活不活発病やロコモシンドロームなど、高齢者の運動機能低下が要介護に結びつくとしてその予防が重視されてきました。

持っている機能を使わないために運動機能が低下してしまう生活不活発病、いわゆる廃用症候群や運動器の障害のために移動機能の低下を来したロコモシンドローム、運動器症候群、そして高齢者の引きこもりなど、そのままにしておくと要介護のリスクが高くなります。身体機能や生理機能の低下の一部は加齢だけではなく、そうした要因によ

って引き起こされることが明らかになっており、健康な生活を少しでも長く続けるには、加齢による筋力の低下を最小限に食いとめる必要があるとされているからです。

身体活動量が多い人や運動を定期的に行っている人は、生活習慣病の罹患率や死亡率が低いこと、また身体活動や運動がメンタルヘルスや生活の質の改善に効果をもたらすことも認められています。

身体活動や運動の健康に対する効果についての知識は、国民の間に普及しつつあるものの、運動に実際に取り組んでいる人の割合が少ないのが実情です。多くの人が無理なく日常生活の中で運動を実施する方法の提供や環境整備が求められます。

最近、三重大学や北海道大学などの研究でパークゴルフの健康への効果が認められ、見直されるようになりました。また、不安を緩和する、けがを起こしにくい、楽しくプレーできるという特徴も確認できたとされ、気軽に親しめるスポーツの中でも注目を集めています。

紀美野町のパークゴルフ場は、学術的にも町民の健康増進に有効な社会資源ということになり、したがって、1人でも多くの町民がパークゴルフに親しめるよう効果の研究やPR活動、利用料金の見直しなどに取り組む考えはないか、お伺いします。

以上、3点よろしく申し上げます。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長(増谷守哉君) それでは、田代議員の1番目の子ども医療費助成のさらなる拡大について御答弁をさせていただきたいと思えます。

現在、県下の市町村で取り組んでいる子ども医療費助成事業は、県補助事業である乳幼児医療費県費補助金交付事業が基盤となって始まったもので、現在、県下の各自治体では、県の補助枠を超えた基準において独自で助成制度を設け事業の拡大を行っている状況でございます。

先ほども議員が御質問の中で御説明があったとおり、紀美野町では平成19年に県の補助基準を超える小学校卒業までの子供を対象とした事業の拡充を、そしてまた、平成22年には事業名を子ども医療費助成事業と改め、さらなる事業の拡大として県内でも先駆けて中学校卒業までの子供の医療費助成を行い、現在に至っているところでございます。議員御質問にもございました子育て世帯の厳しさという観点は、私どもも考えを

同じくするものでございます。そのため、厳しい町財政下であります、子供の健康保持・増進とともに子育て世帯の支援対策として子ども医療費助成枠の拡大を順次行ってきたものであるものでございます。

紀美野町の福祉医療助成制度につきましては、ひとり親医療費助成、重度心身障害児医療費助成、子ども医療費助成の各制度がございますが、総合的に見て県下の自治体の中でも子供に係る福祉医療費助成制度内容は充実しているものと考えているところでございます。

田代議員御質問の子ども医療費助成の拡充につきましては、昨年の議会においても田代議員より同様の一般質問がございました。このときに「高校生までの拡充につきましては、今後の県内各自治体の動向や、町財政の状況及び他の福祉施策の中の優先順位等総合的な判断が求められているものであり、現状としては、当面は義務教育である中学校卒業までの助成ということで実施してまいりたい」という趣旨の答弁をさせていただいたところでございます。

近年、県下の動向として、平成27年度では、日高町、みなべ町、北山村の2町1村が18歳までの医療助成を拡充を行ってございますが、現在の状況といたしましては、紀美野町は当面は義務教育である中学校卒業までの医療助成とするという町のこの事業に対する方針には変わりはありません。

前回と同じような答弁となつてございますが、御理解を賜りたいと思います。答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 田代議員御質問の2番目の小規模農家と地域消費者のための直売所設置について及び3番目の町民の健康増進に向けたパークゴルフの活用についてお答えさせていただきます。

まず最初に、小規模農家と地域消費者のための直売所設置についてですが、議員御指摘のとおり、紀美野町は山間部という地理的条件から小規模農家が全体の多くを占めてございます。

高齢化、農作物価格の低迷等により、農家の方の負担の軽減と販売の促進を図るため、農作物出荷サポート事業により出荷希望のある農家の農作物を町内7カ所の集荷所によ

りとれたて広場まで搬送し、販売を行ってございます。

集荷所を情報交換の場として機能させ、新しいコミュニティ形成と農家の所得向上を目指し、好評を得ているところでございます。

また、町産品の直売所については、ふれあい公園、山の家おいし、小川の郷、雨山の郷などが活発に運営していただいております、それぞれ地域の核として地産地消の振興に寄与しているものと考えております。

しかしながら、商品の出荷元について、小規模農家が多いため、時期によっては商品確保が難しい等の課題も伺ってございます。

紀美野町は、東西に長い地域的な特性を持ち、それぞれの地域で特色を持った活動を行っています。町おこしなどの団体が継続的な活動を行うための計画を模索しているとも聞き及んでございます。継続的な活動のためには、地域住民の盛り上がりは何よりも重要と考えますので、積極的な計画については町として支援の検討を進めていきたいと考えてございます。

現段階では、既存の団体の育成を進め、将来に向け安定した経営を促進するとともに、将来的には道の駅等の計画にも検討材料の1つとして盛り込んでいきたいと考えてございます。

今後も関係機関と情報等共有しながら、各種団体と連携し取り組んでいきたいと考えてございます。

次に、3番目の御質問の町民の健康増進に向けたパークゴルフ活用についてお答えさせていただきます。

先ほど議員が紹介されました三重県志摩市と三重大学の共同研究報告及び北海道大学の研究報告を私も読ませていただきました。パークゴルフの健康への効果が認められたということで、この研究報告を活用させていただき広めていけたらと考えてございます。

また、利用料金の見直しなどに取り組む考えがないかとの御質問ですが、現在のパークゴルフの料金設定は、大人、高齢者、小人の3段階で、平日と休日の料金も違う設定となっています。

また、年間のパークゴルフの利用者数は、平成26年度で3万8,014人で、そのうち町内の利用者数は12%程度となっており、圧倒的に町外の利用者が多い状況です。

今後、こういった現状を踏まえ、利用しやすいような料金の見直しも考えていかなければならないものと思っております。

以上、2番目と3番目の答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 5番、田代哲郎君。

○5番 (田代哲郎君) 子供の医療費については、現状の義務教育の範囲内というところでございます。昨年もここで同じことを申し述べたんですが、子供の貧困、特に17歳以下の貧困率というのは16.3%と、平成25年度の国民生活基礎調査でそういうことになっています。2012年の貧困線が122万円で、それより所得が少ない世帯というのがそういうことで16.3%と、これは学校のクラスに当てはめると40人学級として1クラス平均に5人程度そういう児童・生徒がいるであろうということです。

特に私たちのアンケート調査でもそうですが、母子世帯の経済状況がよくないということが全国的に指摘されています。全国的には、この町でどれだけあるかというのはデータあるんですが、2011年、平成23年で母子世帯は全国123.8万世帯ということで、ですから2006年から8万7,000世帯がふえているという、これは自分たちの身の回りを見てても母子世帯が徐々にふえてくると。それと母子世帯だけではなくて両親ともいる世帯でも貧困が徐々に進んでいるということで、子育て世帯全体貧困化が進んでいるということを言われています。アンケート調査ですけど、児童のいる世帯のうち65.9%、これは全国で生活が苦しいというふうに答えています。これは厚生労働省の調査です。

そういうふうに子供の貧困率が上昇する根本的な原因というのは、なかなか正社員というのになれない、非正規雇用などの低所得層の拡大と、これは幾らアベノミクスと言っても非正規雇用がどんどんふえてくると、だから、安定的で高い所得の職はなかなか見つけられないという状況です。

私たちが実施した昨年1月からの子育て世帯を対象にしたアンケート調査でも、世帯の年間収入が300万円以下というのが31.1%、400万円になると44%以上が、これで子育てをとというのはなかなか難しいんじゃないかと。

だから、そういうアンケート結果にも出るように、紀美野町の子育て世帯もやっぱり全国的な傾向と同じでなかなか苦しい状況に置かれているということで、そうした状況を勘案すれば、やはりなお一層の子育て支援ということで、ほかの自治体でも踏み切っているところが、それなりに財政事情とかが違うんでしょうけども、そういうことも考

えて支援の充実のために子ども医療費を何とか高校生まで拡充していただける考えはないかということ。

それから、直売所設置なんですけど、紀美野町のような山村地域では、人口減少と高齢化が著しく進むというのが特徴です。ですから、地域の小規模農家を支えるというのは、その集落にとって限界集落を超えているよということもあるんですけど、その集落の存続にとっては非常に大事なことではないかと思います。だからこそ町は農産物出荷サポート事業でとれたて広場という直売所へ出荷を手助けしているわけで、これはなかなか好評とのことでして実績も伸びています。

それから、常設の直売所やふれあい館と、主に新鮮野菜を置いているのはふれあい館なんですけど、あとおいしいの山の家でも若干置いてあります。あそこは加工品が多いんですけど、それから地域で週1、2回とか個人でやっておられるところもあるし、月に2ないし3回という、小川とか雨山とか、そういうところでやっている直売所もあります。自宅の何か倉庫のようなとこに半日で、そういうとこで地域おこしグループや個人で頑張っている直売所はあっちこちで見かけます。私もそんなとこへ出かけて行って時々買ってくるんですけど、ところが売れるほうはそれでいいんですけど、地域の中に食料品を売る店がないという集落が非常に多いという実情があります。そんなとこへ何で住んでいるんよということですが、日常生活に支障を来すんですけど、長年その地で暮らしてきた高齢者はなかなか離れられなくて不便を覚悟で助け合いながら生活しているというのが現状です。

全国的にもそうした地域に極めて小さい直売所が頑張っているところが多い状況です。だから、小川の直売所も地域の人にとってもいろんなものを買えるということで助かると思います。細々と続く直売活動というのは地域の命綱になっているところが多くて、出荷農家も売り上げ額は少ないが地域では大切な存在になっているのと。後で紹介するんですけど、小規模加工所の商品はもちろん、仕入れ商品も扱うということで、ある意味コンビニほどたくさん置いてないんですけど、コンビニのような役割を果たしている直売所もあります。

そういう小規模直売所を普及する取り組みについて、簡単にはいかないんです、これはね。その気になってくれないと。だから、先進自治体などでの活動を地域住民とともに研究するというんですか、勉強するというんですか、そういうところからでも始めないと、やれよやれよって行政がなかなか言うてもそんなに簡単にいく話ではないと思

ますが、これからの特に限界集落と言われる地域の中でほとんど食べ物を売る店がないような状況になっているところで、そういう直売所があれば地域の存続にとって非常にありがたいかなと思います。そういう取り組みについてどういうふうに進めていったのか先進自治体などでの活動を地域住民とともに一緒に勉強するという、そういうところから始める考えはないのかどうか、その辺お伺いします。

パークゴルフの活用なんですけど、料金の話がちょっとありましたので、一般の大人700円ということになっていますが、ホールの数にもよるんですけど、ここは39ホールですか、近隣に比べて安いとは言えない料金、例えばすさみ町のイブ王国パークゴルフ場は一般で600円です。それから橋本市パークゴルフ場、8ホールしかないんですけど、ここは無料ということになっています。申し込みも要らないということで、それから奈良県の広陵町ですけど、広陵パークゴルフコースというのは、ここは町内の大人で200円、町外で500円と、町内と町外に分けるとまた何で見分けるんだということになりますけども、町外でも500円ということになっています。それから、奈良県で大淀町パークゴルフ場というのは大人200円です。ホール数はちょっと調べるのを忘れたんですけど、伊賀パークゴルフ場、中学生以上が500円、三重県ですけど、それから東員町中部公園パークゴルフ場も三重県で大人500円ということになっています。

北海道大学の研究論文というのがあるんですけど、これは防災の研究論文です。パークゴルフは、とにかく高齢者が取り組めるスポーツというのはパークゴルフじゃなくても、例えばペタンクもこの町では盛んですけど、それからゲートボールはあるんですけども、ゲートボールとかグランドゴルフというのもありますし、そんなものは簡単に取り組めるんですけども、その中でもかなり効果が高いというふうに研究結果は出ています。

パークゴルフを始めてから感じる変化として、生活が楽しくなった、夜ぐっすり眠れるようになった、地域に関心を持つようになったという回答が高い割合を占めていることもパークゴルフ愛好者に対して精神的・身体的・社会的によい刺激を与えるスポーツの1つとして考えられる。60代になって始めた人が50%以上であるように、高齢者でも始めることができるんだが、現状では施設への要望が多数あることも明らかになり、今後より一層の改善が図られることが望まれるというふうに結んでいます。

ですから、高齢者のそういうパークゴルフ場だよということだけではなくて、例えばこの町では介護保険の給付率が高いよということもあって、やっぱりそういうことも保健事業の中へ組み込むというか、そういう視点で物を見ていかないと。だから、先ほど

の答弁の中で町内が12%ということでありますので、やっぱり町内の皆さんができるだけそういうところへ行って、ふれあいサロンも大事ですけど、こういうところで健康な生活を送ってほしいということで、そういう視点でやっぱり保健事業等とかの連携も大切になるだろうと思います。

1人でも多くの町民にパークゴルフ場に親しんでもらえるようにPRなり、いろんなほうで保健事業等の連携なり、さらなる改善を図ってほしいと思いますが、その辺についての答弁をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員言われるとおり、子育て世帯の厳しさというのは非常によくわかってございます。このために0歳児から中学校卒業までの15歳までの15年間の子供の医療費については、所得制限なしに町のほうで、また県費をいただきながら助成を行っているところでございます。

中学校を卒業された方で高校生までの年ということで、18歳を超え翌3月31日までの助成をしてはどうかということをございましょうが、母子世帯が、父子世帯も同じだと思うんですが、ということでお話があったと思うんですが、この子供等につきましては、ひとり親医療助成制度というのがございまして、18歳までの子供についても所得制限なしに町のほうでは特別な制度について運用を図って子供の医療に助成をしているというところでございます。

また、それぞれ自治体におきましては、いろいろな形で町民への福祉行政を行ってございますが、限られた予算、財源の中でそれぞれの自治体の特色や優先順位等考慮した上で福祉行政に取り組んでいるものとしたしてございます。

紀美野町の福祉医療助成制度につきましては、県内の他の自治体に比べましても県の対象枠を超えたより充実した形で接しているところでございます。先ほども説明させていただいたとおりでございます。紀美野町では、ひとり暮らしの高齢者の問題や急速な過疎化によりますますさまざまな問題等総合的に考慮した上で多くの施策に取り組んでいかなければならないという非常に厳しい状況でございます。今後の子ども医療助成制度のあり方につきましては、さまざまな観点から財源や他の福祉施策との優先順位等も勘案した上で限られた財源の中で総合的に判断していかなければならないと考えてございま

す。再度の御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 田代議員の再質問にお答えさせていただきます。

直売所ですが、何よりも地域の盛り上がり、一番大事じゃないかなと思ってございます。また、運営していただける団体等がどれだけあるのか、また出荷していただける農家がどれだけあるのかという把握も重要であると認識してございます。今後、関係団体ともまた協議をしながら、既存団体の育成も込めて取り組んでいけたらなと思ってございます。

それから、パークゴルフですが、現在の料金におきましては、大人、平日700円、これは18ホール1ラウンドの値段でございます。高齢者500円、小人300円となっております。この料金設定については、当初全国のパークゴルフ場を参考にして決めたと聞いてございます。高くもなく安いこともないかなと認識しているところでございます。

それから、今回のパークゴルフが健康増進によいと認められたということでございますが、今後こういったこと町内の住民の方にも御利用いただけるようにPRをしていけたらと思ってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 子どもの医療費助成の高校生までは、先ほどの答弁の中にあっただけですが、平成27年度から始めたのは、みなべ町、日高町、それから北山村ですが、それ以前から印南町と日高川町がやっているんで、県下では5つの自治体で高校生までという、これは今後ちょっとずつふえてくるだろうというふうに言われています。

そのうちの1つの日高川町、この自治体、よく似た自治体なんで私はよく行ってきます。2015年、去年の4月1日から高校生まで、ここはほかの自治体と違うのは、入院した場合に入院給食代も助成しているんです。これは非常に大きいんで、これはほかの自治体とは全然違うところで、自治体の規模はこの町と変わらないという、それで医療費の推移はどうなっているかと言うと、平成25年度は1万3,884件、3,353万7,027円が、実施した平成26年度から1万6,479件にふえて3,711万3,451円ということに医療費がふえています。件数で2,595件、医療費で年間357

万6,424円という、担当者のお話でも、だんだん大きくなっていくにしたがって、高校生ってそんなにクラブ活動でけがしたとかあるけども、そんなに大きな病気はしないですよということでありました。

昨年、子育てのあれとは、世帯のアンケートとは別に昨年9月からことし1月まで実施した町民アンケートがあるんですけど、回収した124通の中で17通13.7%が子ども医療費助成の高校生まで引き上げてくれというふうに希望しています。これは、だからあれに絞ったらもっと多かったかなと。子育て世帯だけに絞ってないんで、もう全部の世帯を対象にしてアンケートをとったので。

一昨年か質問したときに県下で印南町だけだったというのがあります。近隣町村でも医療費助成の拡充が徐々に広がっているんで、この町でもどうしてもやってもらえることはできないかなというふうに思いますが、いかがでございましょう。

小規模農家の問題ですが、もうこれほんまにおっしゃるとおり、行政が幾らいいぞいぞとやったらうまくいくよと言うても、住民の皆さんがその気にならなったら、特に農家の皆さんがその気にならなったら前へ進まん話です。でもそういうのが農村社会の崩壊を防ごうと思ったら、そういう地域に直売活動を地域の皆さんで支えるという営みがいいんじゃないかと思います。自治体の中には、これはものの本によるんですけど、行政が地域の住民と粘り強く話し合いを続けていってそれならやろかということになった例もあるそうです。

これも先月10日に古座川町のみんなの店という小規模直売所で勉強してきました。お手元に余りよくできてない写真ですがお配りしましたが、平成15年6月に開設しています。道路沿いに無人販売機を設置していた。ここでもよく見かけるんですが、消費者ニーズが余り把握できないということ、それから品物を持っていくけど、お金入れないということがあって、野菜生産グループが主体となって開設して、広い駐車場がついているんですけど、それは土地は町有地で県の補助事業も活用して立ち上げたそうです。年末年始以外は毎日営業です。土日も休みなし、観光客が来るから。午後1時から5時まで店をあけて2名の販売員を雇用してあります。その2名の販売員が隔日に出勤してきて交代で常駐しているそうです。僕が行ったときもちゃんと販売員の人がいきました。出荷者を会員とすることで生産者の顔が見えてより安心できる新鮮な野菜を消費者に提供できると胸を張って言っていました。

要するに会員をどれだけ集めるかということだそうです。たしか40件ぐらいと聞いて

ているんですが、小規模農家も収益につながる。それはそれだけで農業をやっているよとかいうような収益にはならないんですけど、売れるということがわかればやっぱり野菜をつくってみようかという励みになってつくるんで、そういう購買意欲も湧いてくるということで、売れたよと言ったら、つくろうかと言ってつくってくれる人。

びっくりしたのは、バーコード管理をパソコンでやられていて、「ピッ」とやったらどこの商品が幾ら出ていったというのが全部わかるようになっていきます。しょうゆとか砂糖とか調味料や洗剤まで置いてありました。そういうものを置くことで地域からもちよっとこんなもんないかと言われたときにあるようにということで置いてあると。

それから、これまた一遍聞きに行っておよもうと思うんですけど、子ども議会というのがあるそうです。子ども議会というのは、小学校6年生を皆集めて町長と話す。何かいろいろ質問して、町長がそれはこうやと答弁して、その中にお菓子も置いてくれという要望があって、今ではお菓子も一角のコーナーにずっと並べて置いてあります。

70歳以上の会員が多数を占めているんですけども、出荷することが生きがいという人もかなり多いと。それは会長が言うてました。

2014年、昨年度の売上額が619万9,290円、来客数が1万1,141名だそうです。でも先ほどからの答弁にあるように、こうした営みというのは、ここの生産者の野菜つくっているグループが、何とかこんなもんつくってくれんかと十何年前に言うてきたんで、町もその気になってやろうかという形で補助事業をとってきたりしたもんで、そういうふうになってこないと難しいという問題はあります。それが一番のネックやと思うんです。

ただ、こういうところを見に行ったりしたら、一緒に行って、こんなもあるでということがわかれば、うちでもでけへんかという、今のいわゆる地域おこしグループでも、行政と一緒にやって、こんなところもあるでという、ただ、ここだけじゃないと思うんです。和歌山県下にはこういうのが過疎地に幾つもあるだろうと思うので、そういうのを発掘して、こういうのもあるでというふうと一緒にいくとか、そういうことをしたら、これやったらやれるん違うかなみたいなども出てくるんじゃないかと思うので、そういうこともあわせて検討してみたいかと思えます。

パークゴルフ場ですが、ふれあい公園の魅力というのはパークゴルフ場だけではないんです。健康増進ということから考えればパークゴルフ場が効果が高いと。芝生の広場やわんぱく広場、例のストレッチですけど、オートキャンプ場などは結構繁盛していま

す。野外ステージもすばらしい施設だと思うので、ほかにもやっているんですけど、野外コンサートに最適にええものつくってくれたと思ってあそこ使っているんですけど、ただ、あそこでやるにしても、よいミュージシャンを呼ぶとかなりギャラが高くつくそうです。だから、何かああいうバザールだけの収入だけでミュージシャンのギャラを賄うというのはかなり苦しいというふうに言っていました。

だから、なかなかあそこでもいいミュージシャンに演奏してもらおうというのは、私もこの間やっていて、たった1回だけこれはすばらしいミュージシャンやと思うのに出会って、あれまた呼んできてよと主催者に頼んであるんですけど、そういうステージの魅力とか、そういういろんなものをやっぱりもっともっと発信して、ホームページもあるんですけど、そういうところでも発信してできるだけたくさんの方が、今でも多いんですけど、県外、町外から来てくれるんですけど、そういうこともしっかり文化の発信とかPRも大切だと思いますので、その点もやっぱり心がけてほしいなと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目の子ども医療費の助成、これにつきましては田代議員から4回目の質問になろうかと思っています。そんな中でこの18歳をなぜ焦点を置いているのかということが私は疑問で逆に田代議員にお聞きしたようなところでございます。ただ、最近に至りましては、やはり少子高齢化が進む中で、紀美野町といたしましては定住支援ということに力を入れている。そうした中で、定住施策の一環として1つ考えられないかなというふうにも考えております。

議員申されますように、県内で4町1村ということでもまだ非常に少ない。そんな中でございますが、知事との意見交換会の中でもこの議論が出ました。県のほうで見ても見えないのかという町もありましたが、知事いわく、それは町村町村によっての特色ですから、そちらのほうで考えるのが当然でしょうと、こういう御意見でございました。

そんな中でございますが、やはり当町としては、定住支援を進める中でひとつこれも含めて検討していきたいんだというふうに思いますので御理解を賜りたいと思います。

それと、2点目の小規模農家と地域消費者、直売所をつくったらどうや、こういうお話であろうかと思いますが、実はこの直売所も議員申されますように地元の盛り上がりがあったらこれは続かんというのは常識です。そんな中で長谷宮におきましては、も

う御存じやと思うんですが、農協の元支所、この跡地を町へ寄附していただきまして、そしてその建物の中で長谷宮の人達が販売を始めたということでございまして、これも地域の盛り上がりの中で始めたわけでございますが、やはり組織の立て直しを今やっているというふうなことも聞いております。

そんな中で、今、長谷宮と、それから先ほど申されました小川地区、これにおいても自分達でやろうということで直売所をやっているわけでございます。また、雨山の郷、ここにおきましても指定管理者制度をとっていますが、そこでも農産物も一部販売しているというふうな、やはり当町にとってそうした路線としては地域の盛り上がりによって直売所をつくっていくんやという、そうした方針がございますので、これからもそうしたことにのっとってやっていきたい、そのように考えるところでございます。

何分にも古座川のこの直売所の情報もいただきましたが、やはり継続してこれから続けていくんやというその盛り上がり、そしてまた地元でそれだけの経済効果がある。そうしたことを見合わせながらやっていくべきであろうかと思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたい。

また、3点目のパークゴルフ、これにつきましては、私は議員がおっしゃられるように高いん違うかと、これ何回も見直してきたんです、この料金。そして成人の大人、そして高齢者、また小人、こうした区分けをし、そして町内・町外もそのときは検討したんですが、非常に複雑になってくると、料金体系がね。という中でやってきたわけです。そして今の料金体系をつくりました。これもやはり基準というのがありまして、確かによそから比べたら高いかもわからん。しかし、あのふれあい公園を管理していかなければならない。そうした管理費ですね、これを町から持ち出してするんであればただもいいんです。けれども、そんなわけにいかん。やはり管理等々諸経費に見合うそうしたものをいただいていくというのが基本であろうかと思っております。

そんな中で、議員もそうした提言もありましたので、もう一度検討していきたいというふうに思っておりますので、ただ、これは下げるという意味じゃないですよ。検討していきたいと思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたい、そのように思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） これで田代哲郎君の一般質問を終わります。

続いて、2番、上柏皖亮君。

（2番 上柏皖亮君 登壇）

○2番（上柏皖亮君） 私からは3点の質問をお願いしたいと思います。

まず第1点目は、町営住宅の増設についてでございます。

我が紀美野町の町営住宅は、各所に相当数点在していますが、老朽化が激しく、現在住んでいない住宅が多数見受けられます。紀美野町で生まれ育ち町外に就職している若い人たちの意見を聞きますと、住宅があれば紀美野町へ戻って通勤したいが、自分で建てるだけの資金もなく、町営住宅へ申し込んでも競争が激しくなかなか当たらないという意見が多く聞かれます。そこで、老朽化した町営住宅を整理しながら新しい町営住宅を建設してはどうか。もちろん相当な財政負担と寺本町長の思い切った決断がいると思いますが、少しでも人口減少を食い止めるためにも必要だと思っておりますのでお伺いします。

続きまして、第2点目に、耕作放棄地対策についてでございます。

我が町も少子高齢化により耕作放棄地が年々増加し、特に山間集落ほどこの現象が著しく、高齢化により草刈り等できなくなる老人がふえ続け、その上、シカ、イノシシ等野生鳥獣が荒し回り、水田でも2年間も放っておくと手のつけられない雑草地になってしまいます。そこで、将来、水田の予定地のない放棄地にナラ、コナラ等雑木を植えて少しでも放棄地を少なくするような施策を講じてもらえないものか、お伺いします。

続きまして、3点目でございます。野猫対策についてでございますが、最近のシカ、イノシシの被害とともに、空き家をすみかとして繁殖する野猫の被害に悩まされている家庭が多数見受けられます。これも家庭で買っていたペットが出産して一家にたくさん飼えないので捨ててしまい野猫になる原因ではないかと思っております。9月議会でも美濃議員からも質問がありましたが、私からもぜひできるだけ早く避妊手術の補助をお願いするものでございます。

以上3点、よろしくお願ひ申し上げます。

（2番 上柏皖亮君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇）

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 私からは、上柏議員の1点目の町営住宅増設についての御答弁をさせていただきます。

現在、紀美野町が管理する公営住宅は13カ所、24団地あり、173戸中144戸が入居中であります。残りの29戸につきましては、政策空き家と現在募集中の2戸があります。また、このほかに野中地区に特定公共賃貸住宅が4戸、緑の雇用住宅が4戸

ございます。

議員御指摘のとおり、町営住宅には昭和40年代に建設されたものもあり、老朽化が進んでいることも把握しているところではあります。

平成25年度には公営住宅の長寿命化計画を策定し、比較的新しい住宅には長寿命化として屋根や外壁の改修を進めております。また、住宅の建てかえについては、平成26年度に福井第1団地を廃止し、福祉第3団地を建設したところでございます。

若い人たちが住むということを考えますと、町営住宅では所得の制限などもあり入居することが難しいことが考えられます。若者のニーズに合わせた建物も必要となってくることと思います。

以上のことから、公営住宅としては、住宅の建てかえを中心に紀美野町地域住宅整備計画のもと進めてまいりたいと考えておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 上柏議員御質問の2番目の耕作放棄地対策についてお答えさせていただきます。

耕作放棄地につきましては、農家の高齢化と担い手不足により全国的に増加している現状でございます。紀美野町においても同様の現状で、農林業センサスでは172ヘクタールの耕作放棄地面積が公表されています。

御質問のナラ、コナラ等の植林ですが、山林への転用であり、周辺の土地に影響を与える場合もあり、また、植林してもシカ、イノシシ等の獣害対策と下草刈り等の管理も必要かと思えます。

また、農用地区域内の農地においては、原則、転用許可ができないとされていることから、どこでも転用できるものではございませんので御理解をいただきたいと思えます。

農地は、個人が所有する財産であり、将来の活用について御家族等で話し合いをしていただき、隣接する農地の所有者に借りていただくとか、できるだけ農地の現状維持を図っていただきたいと願うところでございます。

農地の貸し借りをを行う農地中間管理事業の窓口である農協、転用については町農業委員会または産業課まで御相談いただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上、耕作放棄地対策の答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 私のほうから上柏議員の3点目の野猫対策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、シカ、イノシシの被害に加え、飼い主のモラルの低下から、捨て猫によってその後の繁殖により地域の方々に迷惑をかけているケースがあり、苦情があるのも事実であります。その際には、飼い主としてのルールやマナーに関すること、また野良猫に餌を与えないよう、最近では、本年6月、12月に回覧による周知を行っています。野良猫等は簡単に絶えない状況でございます。平成26年度では、動物愛護センターでの猫引き取りは45匹、本年11月末で54匹と聞いてございます。

議員御指摘の避妊・去勢手術への補助についてでございますが、飼い主が責任を持って正しく飼うことが当然の義務であり、手術についても飼い主負担が妥当と考えておりますが、野良猫については地域で迷惑をかけている実態も見過ごすことはできません。

和歌山県においては、動物好きの人もそうでない人も相互に全ての人が理解し合える地域コミュニティを形成し、地域の生活環境を保全する観点から、動物を通じて他人に迷惑をかけている行為に対して、より具体的な規制を行うため、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正するとしており、先般、パブリックコメント、一般からの意見を募ることでございますが、実施されたところでございます。

12月県議会に上程されると聞いておりましたが、パブリックコメントの結果、餌やりの禁止等条例違反者に対する罰則等が厳しいこと等で地域猫活動が制約されるという懸念もあるため、修正を加えた再度のパブリックコメントを実施して、平成28年2月県議会へ上程する見込みと聞いております。

その条例の一部改正案では、飼い猫の野良猫化防止や、野良猫への無秩序な餌やり防止の仕組みをつくる。住民らが野良猫の不妊・去勢手術をして、餌やりや排せつ物の処理などを適正に行う場合は、県に届けることを条件に地域猫として飼えるようにする。条例の違反者には、勧告、命令した上で過料を科すことも検討されていると聞いてございます。

支援の内容については、具体的に決まっていらないようですが、今後、県の動向に注視

して、補助要綱等が示されれば本町としても検討してまいりたいと考えています。

また、本町といたしましても、毎年4月に行っている狂犬病予防注射時に合わせてマナー啓発や回覧等による周知を継続してまいります。

本年11月1日には、海南保健所とともに文化センター駐車場において、狂犬病予防、動物愛護街頭啓発を行ったところです。今後も関係機関と連携し町民の皆様に啓発をしてまいりたいと考えますので御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 2番、上柏皖亮君。

○2番 (上柏皖亮君) 町営住宅の増設についてですけれども、先ほど課長のほうから前向きな御意見をいただきましたが、一応所得制限ということで大変難しいところがあるということですが、私の意見といたしましても、最後に書いていますとおり、相当な財政負担ということは、所得制限のない町だけの補助の何とか住宅で建てていただいて、1人でも多くこの町に住んでいただきたいというそういう方策がとれないものか。

それと、大変170軒からの町営住宅、これはほかの町村に比べて非常に多いと思うんですけれども、ほかは調べてみたら四、五十軒ぐらいしかないように思うんですけれども、今後のこれに対する老朽化した経費も大分かかると思うんです。その辺がわかっているらちょっと教えていただきたいと思います。わからなければ結構でございます。

それと、放棄地対策でございますが、皆さん、町長初め山村の集落を回っていただいたら、今現在、耕作している土地と放棄地と比べたら耕作地は1割ぐらいしかないと思うんです。ほとんど放棄地が圧倒的にふえてきました。そこへイノシシ、シカがすみついて、もうここ数年もたたんうちに山間集落では恐らく野菜も何もつくれないような状況が来るのではないかと思います。

先ほど産業課長からも農地法云々とか中間管理機構とか、それも私もよく掌握してございますが、我々、野生動物がこういうようになったのもともと人間がつくった環境が原因じゃないかと私は思うんです。もともと野生鳥獣は奥地の深山にすんで生活するのが基本ですけれども、その深山がスギ、ヒノキになってしまい、草一つない大変な崩壊地と言ったらおかしいんですけれども、そういう山林になって、私も猟をやっている関係上、深山に行って野生鳥獣の足跡は一個もございません。

それで、先ほど課長の答弁でも、個人の土地は個人で管理する、これは当然でございます。ただし、高齢化が進んできて、これをやれということも無理な話じゃないかと思うんです。そこで何とか人間がつくった環境を何とか変えていただいて、コナラとか木の実のなるものを植えていただいて、これも行政の1つの役目じゃないかと私は思うんです。それを1つ考えていただけたらと思います。

野猫対策についてはよくわかりました。できるだけ早く県の動向を見て実施していただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 上柏議員の再質問にお答えいたします。

所得制限のない町単独事業についてということでございますが、非常に経費的には難しいと考えます。町営住宅については、公営住宅法に基づいて制限があるということでございます。

それから、町営住宅については、現在173戸、それから4戸ということになりますけども、その中での経費と修繕費ということで毎年約300万円程度支出しているような状態でございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 上柏議員の再質問でございます。

大変、耕作放棄地というのは多くふえているのが実状でございます。高齢化すると管理も無理ということでございます。環境を変えるということで、どんな活用方法ができるものか今後検討していきたいと思っておりますので御理解を願いたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 2番、上柏皖亮君。

○2番（上柏皖亮君） 先ほど企画管財課長から町費全額の負担ということは大変厳しい財政事情で難しいということですが、順次またできるだけ町営住宅をふやしていただいて人口減少を食い止めていただきたいと思っております。

それと、耕作放棄地につきましては、私も大変課長の言うのはよく存じておりますけど、これではしょうがないで放つといは困ると思うので、できるだけ皆さんと知恵を合わせて今後とも勉強していただけたらと思いますので、これで私の質問を終わります。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時45分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時46分)

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 上柏議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

議員おっしゃられるとおり、実は少子高齢化を食いとめていく地方創生ですね、この中でもやはり住宅というのは非常に大きな重要な位置を占めているというふうに思っております。

そんな中で、今、補助金を受けて住宅を建てた場合には所得制限があると、補助金なしに町単独で起債を使って建てた場合には所得制限がないということでございますが、非常に大きな工事費がかかってまいります。そうした中で、町はそこまで踏み込んでいくんかということについては、地方創生も含めたこれからの施策の中でひとつ検討させていただきたい、そのように思いますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） これで上柏皖亮君の一般質問を終わります

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時47分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時00分)

○議長（小椋孝一君） 続いて、9番、伊都堅仁君。

(9番 伊都堅仁君 登壇)

○9番（伊都堅仁君） 私のほうから2点御質問を申し上げます。

1点目に、法人ふるさと納税についてということで、来年度から施行される予定と聞いています法人ふるさと納税の制度について、町としてどのように考え、また対応するのかをお聞きしたいと存じます。

2つ目に、道の駅建設と地場産業の再構築についてということで、先般、海南海草議員連絡協議会の県に対する陳情を行っております。懸案であります国道370号の整備について、県から大角赤木間の道路についてと高畑松ヶ峯間のトンネルについては、平成29年の予定、あと中と毛原下の間のトンネルについては平成30年ないし31年の予定、もう1つ、野上清水線については、当初平成29年に完成されるということでありましたが、難しいところもあって、30年ないし31年にずれ込んでしまいますという回答をいただいております。これが完成しますと町内のほぼ主要な道路は整備されることとなりますが、それに伴い道の駅の建設を計画していくべきだと考えますが、同時に道の駅で販売する産物を通じて地場産業の再構築のチャンスにしなければならぬと私は考えておりますが、町の考えをお聞きしたいということの2点です。よろしくお願ひします。

(9番 伊都堅仁君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長 (中谷嘉夫君) 伊都議員の第1点目の法人ふるさと納税について御答弁させていただきます。

政府は、地方創生に向けて創設を検討している企業版ふるさと納税について、地方自治体への寄附額の3割を企業の法人住民税などの税額から控除する方向で調整、寄附金を全額、損金算入することで納税額の約3割を減税する現行制度とあわせて減税効果は約2倍に拡大する見通しです。

また、都市部に本社を置く企業に対し、創業地の自治体などへの寄附を促し、地域活性化につなげることを平成28年度税制改正大綱に盛り込むとされておりますが、現在決まっておりませんので何とも申し上げられません。今後、平成28年度の税制改正が制定しましたら対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

続きまして、2点目の道の駅建設と地場産業の再構築についてお答えいたします。

道の駅の計画につきましては、平成26年の9月議会で候補地の決定については慎重に慎重を重ね十分に検討し、国道370号や県道野上清水線の改修完了なども踏まえた上で事業を進めていくと答弁いたしました。

今回、議員御質問中には県道野上清水線の完了がずれ込むとの内容でございますが、その点も含めて今後検討してまいります。

また、地場産業の再構築のチャンスとしなければならないとの考えであります。道の駅を検討していく上で地場産業の振興も大きなテーマであります。地場産業の振興はもちろんのこと、防災面や買い物弱者対策などいろいろな角度から検討が必要と考えております。

今後、道の駅の内容は、規模、候補地の選定など進めていく上でいろいろな方の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 9番、伊都堅仁君。

○9番（伊都堅仁君） 法人ふるさと納税についてでありますけれども、質問するタイミングとしてちょっと早いという気もしたんですけども、あえて何でしたかと言いますと、恐らく今、法人の東京への一極集中というのが大きな問題になっていて、東京はおかげで交付税もらわないでやっていけるというような状態らしいんですけども、あまりにも一極に集中しすぎて国としてもちょっとアンバランスな状態になっているところもあります。ふるさと納税が導入されると、東京の企業が地方へ納税するという点ですから、そういう法人税を地方へ拡散という点で非常にメリットがあるんじゃないかと。1つにはその点です。

もう1つ、企業側から見ても法人側から見ても、法人税って払ってるが何に使われるかわからんわけですね。ところがふるさと納税の場合には、こういう使い道ですよということがあって、それに対しての納税やから使い道を選択できるというメリットがあります。そういう点では、恐らくふるさと法人納税というのは結構定着していくんじゃないかなと、また普及していくんじゃないかなという気がしています。

政治家に対する献金なんかでも、もともとは個人献金が主流だったものが、企業が大きくなってくると企業献金のほうが多くなってしまいうようなところもある。同じような傾向になるんじゃないかなというふうなところがあります。

もう1つは、企業側が献金先を決めた場合、個人のふるさと納税の場合には、毎年納税先を変えることができるわけですね。個人が自分で決めるわけですから自分の意思で変えられるわけですけども、法人の場合には、例えば一遍役員会で決めたと、また毎年

役員会でやり直すのかということになるんで、利益を上げている会社が一定の額をふるさと納税しようといった場合に行き先というのが決められてしまうんじゃないかなと。一遍取ったらある程度長い期間納税してもらえる。ところが取り損ねたら、その企業からは絶対来ないというような流れができる可能性があるんで、そこもあるんで早目に呼びかけたほうがいいだろうということで質問したわけでありまして。

内容的には、例えば生石高原のすすき原の保全と貴重植物の保護育成のためとか、また、唯一の本格的な望遠鏡を備えたみさと天文台の継続とさらなる学術的な向上を図るためと、高野山の西の玄関として高野街道、高野往来、またそれに沿うお寺やお堂に重文級の仏像があったり、また貴重な書物があったりということもあるので、そういうふうなものの保管・保存、また調査のためというような形で呼びかけをしたらいいんじゃないかなと。できるだけ早い段階で決定したら早目に取り組んだほうがいいということで質問したわけでありまして。

見返り品的なものとして商品券という方法もあるわけですね。紀美野商品券、東京では意味がないんですけども、産物には旬があります。特に農産物なんかは旬がある。米の場合には10月ぐらいとか、カキやミカンの場合には11月から12月と。その旬になったときに商品券渡しておいて交換するという方法もあるので、納税された時点で商品券を送っておいて後で交換するというようなことを考える方法があるんじゃないかなというふうに思います。ひとつそこらのところをちょっと検討していただければなというふうに思います。

次に、道の駅のほうですけども、紀三井寺とかマリーナを見て寄って、そこから高野山へ行く場合には、紀美野を通るのが道が整備されてたら一番早いわけですね。道の駅を370号沿いの生石山との兼ね合いの中で決めるというのが結構立地的に非常に立ち寄るのに都合がいいというふうな感じを私は持っているんです。

この前の県の陳情のときに結構現職の偉いさん方も土日になったら紀美野へ来てるといような話を聞いたんです。やっぱりいろんな魅力的なところがあつてそれなりにぶらっと行くのにはちょうどいいようなところもあるので、恐らく思っていたよりも人を集める能力があるものができるんじゃないかなというふうに思います。

道の駅いろいろ議会でも見てきていますけども、前に福岡の朝倉市の道の駅の研修をしたときには、年間56万人の人が来てるというんですよ。その割には売り上げ少ないなと言うたら、それがちょっと課題なんですという話だったんですけども、その前に宮

崎の都農町というところで研修したんですけども、そこは年間28万人、ところがうまいこといっているというような話で、何でもかと言ったら、製品が多いんです。朝倉のほうは生鮮農作物を中心に販売しているし、都農のほうはつのワインとか製品を中心に販売していたというところで、製品のほうが利益も多いし、売り上げも上がってるということで、恐らく28万人でも十分やっつけていけるだけの状態やったんやろうというふうに思います。

そこらは、今、紀美野町の6次産業化の状態というのはどんなもんやと。キミノーカみたいなものもありますけども、全体的にはそう進んでいるというような状態ではないですし、また商工会のほうでも放っといたら勝手に変わっていくやろうというような、転業もなかなか簡単にはいかないというところもあります。そのところを産業課のほう何かお考えになっていることがあるのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

以上、2点お願いします。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） ただいまの再質問ということで、法人ふるさと納税の使い道とかそういったことを言われたんですけど、今のところまだ28年度の税制改正大綱に盛り込むとされている状況でありますので、今のところそういったことでまだ決まっていないということから、今まだちょっと検討段階ではないかと思っておりますので、そういうことでお願いしておきます。

それについては、このふるさと納税ですけど、企業版のふるさと納税の対象となるのは、今現在の考えですけども、政府は地方版の総合戦略に基づき、地方が作成した地域活性化の具体的な事業計画のうち効果が高いと政府が認定した事業に対して行われた寄附というような方向になっているということでございます。

そういうことでそういったこともまだはっきりとしていない状況ですので、またその返品とか、そういったことについては今の段階ではちょっと難しいと思っておりますので、そういうことで御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 伊都議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、道の駅対策、これにつきまして先ほど伊都議員のほうから、本当にこの道の駅というのは人を集める能力があるんやと、そして有効的な道の駅をつくることによって地方の活性

化にもつながるといってお話がありました。

なるほど私も道の駅というのは、これは国道370号線沿いにつくっていかないかんということは十分認識をいたしております。しかしながら、やはり先ほど議員が申されましたように、国道370号の完成、そしてまた野上清水線、県道ですね、これの完成、それらにあわせてやはり有効的につくっていく、それがベターではないかというふうに思います。

ただ、これまでにしなければならないこと、建築というのは1年あったらできるんです。いかに継続して地元のためになるような道の駅をつくっていくんかという、そうした組織だった体制、これが一番大事なんです。それをいろいろ検討しながら、これからまた道の駅、その道路の完成に合わせてつくっていきたい、そのように考えているところでございますので、ひとつ御理解をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 9番、伊都堅仁君。

○9番（伊都堅仁君） 法人のふるさと納税については、できるだけ確定次第早く立ち上げられるような検討をお願いしたいということでございます。

あと道の駅の件ですけれども、要するに商品をつくるというか、製品化するような状況の中で、誰かそれを専門にやるというわけじゃないんですけれども、産業全体を見るような専門の人が欲しいなど。まず責任の所在がわからへんというのと、やっぱり何年間かそれに携わってずっと継続してやるということが非常に大事だと思うんです。町長が山椒売ったり、柿売ったりするのに店へ行っておられますけれども、町長がそれをやるわけにいかない。やっぱりいろんなことを考えないかんので、町長の場合は、24時間1つのことばかり考えておられないと。そういうものをやる職員が欲しいんです。

前に佐渡市へ行ったんです。課長はほんの挨拶するだけで説明してくれたのが課長補佐だったんですけれども、私はミスター佐渡米と言われますと、佐渡の米を魚沼に負けんような米として売るんやということで、東京へ行って販売してくることから、地元へ行って稲植えることから全部その人が面倒見ると、全部やっているんやということをやりました。そういう人がこの道の駅する段階で1つの製品をつくるというときに、そういうことについて精通した知識とかいろんな情報を持った人がおったら、いろんな地元の業者に対してアドバイスもできるし、自分が動くこともできるし、紀美野にも1人見本がいてるんです。吉見君が段木さんの裁判から始まって全部一貫して1人で背負っ

てやったわけですね。ある程度そういうことに対してのいろんな知識とかそういうものが彼にはあるので、それはいろんな裁判の中で成功に導いていった1つの要素になっていると思うんです。

そういうことを考えて専門のこれというような人を任命していただいて、10年なら10年面倒見るような形でやっていただけたらなというふうに思うんですけども、ひとつ御検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 伊都議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

この道の駅を経営するという事は、これは非常に金額的にも大きいし、そして大きな組織を動かしていかならんというふうなことは私も自覚をいたしております。

そんな中で町内には商工会もあり、また農協もある。また各加工グループ等々もあるわけです。そんな中でやはり議員も含めてそういう体制づくりというんか、これについては十分時間をかけてできたらなと、検討する中でその代表者たる方が責任を持ってやってくれるんか、そこらは皆さんといろいろ意見を出し合いながら、それをこれから検討してまいると。そして検討しながら建築のほうもまたあわせて進めるというふうなことを考えておるわけでございますので、今、誰々とか、そういうんじゃなしに、みんなで考え、そしてみんなではやるような、また親しめるような、そうした道の駅をつくっていただきたいと思います。ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（小椋孝一君） これで伊都堅仁君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（小椋孝一君） 本日はこれで散会します。

（午後 3時21分）